

令和2年度第2回海老名市介護保険運営協議会 結果

日 時：令和2年11月17日（火）

午後2時～午後3時30分

場 所：海老名市役所7階 702会議室

出席委員 14名

高橋会長、石渡副会長、大熊委員、古泉委員、大濱委員、窪倉委員、中島委員、浦野委員、田中委員、鈴木委員、岩崎委員、川田委員、勝田委員、小野寺委員

事務局（保健福祉部） 8名

小松保健福祉部次長、大島地域包括ケア推進課参事兼課長、小黒介護保険課長、三浦介護保険課主幹兼介護認定係長、田中地域包括ケア推進課主幹兼係長、三輪介護保険課介護保険係長、大野地域包括ケア推進課主事、高橋介護保険課主事補

1 開 会 （司会：小黒介護保険課長）

2 あいさつ（小松保健福祉部次長、高橋会長）

3 議 題（進行：高橋会長）

(1) えびな高齢者プラン21【第8期】素案について（三輪係長）

資料に沿って説明

(質疑・意見)

委員：ショートステイの床数を特別養護老人ホームへ20床転換すると記載されているが、利用状況に応じて転換がなされるのか。ショートステイの空きがなく、利用が困難にはならないか。

えびな安心キットや救急安心カードは、関心がある。次回の会で見本を確認したい。

配食サービスは減少傾向にあるが、民間業者が充実してきたということなのか。

事務局：利用状況を考慮し、転換については、事業者から届け出があったものである。また、新たに整備予定の小規模多機能型居宅介護事業所においても、宿泊等のサービスの利用は可能である。

配食サービスは安否確認を主としたサービスの一つであるが、緊急通報システムの利用が増加している反面、配食サービスの利用が減っていると思われる。また、現状契約している3事業所は市内全域をカバ

一していることから、充実していると考えられる。

委員：えびな安心キット、救急安心カードについて、制度自体を知らない人が多い。また持っている人も必要性や使用方法を把握できていない方が多いため、活用方法や制度についての周知方法を見直してほしい。

委員：緊急通報システムは申告制か。

事務局：申告制になる。

委員：緊急通報システムは、民生委員から必要だと思われる方には説明を行っているのか。

委員：年1回程度、民生委員の見守りの対象者には確認しているが、対象者以外の周知方法について検討してほしい。

事務局：ホームページや広報などで周知をしていく。

委員：実際の認知症徘徊者の実数はどのくらいなのか。

事務局：認知症等行方不明 SOS ネットワークシステムの登録者数は増えているが、徘徊の統計はとっていない。

委員：第8期計画期間の中で若年性認知症の施策に力を入れてほしい。我が事丸ごととは、当事者でない方々もみんなが自分のこととして考えようという意味であるが、ほとんどの方が当事者になってから地域包括支援センターへ相談に来るため、なにか対策をとっていく必要があると考える。

委員：若年性認知症について、他市の事業なども参考にして、市としての施策を行ってほしい。

委員：高齢者への福祉サービスや、介護サービスは公助をしっかりと行ってほしい。また、施設整備をしても人材が確保できないとサービスの提供ができないため、人材対策を重点的に行う必要がある。

委員：本議題には関係ないが、コロナウイルス感染症の影響による、市内の介護事業所の現状を伺いたい。

事務局：入所系サービスから直接相談は受けていないが、一部の通所系サービスからは、利用者が減ってしまい運営が厳しいと聞いているが、コロナウイルス感染症の影響により休止や廃止をした事業所はない。

(2) その他

事務局：次回の運営協議会については、改めて開催通知をお送りさせていただきたい。

4 閉 会

えびな高齢者プラン21【第8期】（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）
の策定について（経過報告）

1 計画概要

目的	高齢者が地域において相互に支え合い生きがいや役割を持って暮らすことのできる地域共生社会の実現を図るため
期間	令和3年度～5年度(3か年)
作成主体	海老名市高齢者保健福祉計画策定委員会

2 これまでの策定委員会の流れ

第1回	第2回	第3回	第4回
令和2年1月9日 ・委員委嘱 ・アンケートについて ・策定内容について	令和2年1月31日 ・アンケート案	令和2年7月31日 (書面会議) ・アンケート結果 ・第7期事業評価	令和2年10月29日 ・素案提示

3 計画内容

(1) 基本理念

第8期	一人ひとりが笑顔で暮らしていける地域共生社会の実現
各自治体が目指すべき地域共生社会に、「えびな未来創造プラン2020」で謳っている「 <u>笑顔</u> 」の要素を加えることで、「 <u>海老名らしい</u> 」地域共生社会の実現を目指していきます。	

(2) 基本目標

【基本目標1】 生きがいを持って健康生活を送るための事業推進	【基本目標2】 地域包括ケアシステムの 一層の深化・推進	【基本目標3】 介護保険制度の 適正な運営
-----------------------------------	------------------------------------	-----------------------------

(3) 重点施策

- ①2025年2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ②地域共生社会の実現
- ③介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)
- ④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤認知症推進施策大綱を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑦災害や感染症対策に係る体制整備

(4) 新規施策

① 高齢者外出支援

アンケートの中で意見(ニーズ)として多かった「外出支援」について現在本市が取り組んでいる内容を記載しています。

② 訪問型サービスA事業

令和2年度に新設された事業です。

③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について

国の基本指針に示されている内容であり、医療・介護・健診データを活用して高齢者の未病改善に取り組んでいきます。

④ 生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーターの設置

国の基本指針に示されている内容であり、事業者とのマッチングを担う就労的活動支援コーディネーターの設置を今後検討していきます。

⑤ 災害・感染症への対応

近年の風水害の増加、コロナウイルス感染症拡大といった災害・感染症に対して、関係機関と連携し組織的に対応することが国の基本指針に示されています。

(5) 施設整備

市民の待機者の解消に向け、地域密着型の特別養護老人ホームやグループホームの整備とともに、小規模多機能型居宅介護のサービス提供を軸に検討していきます。

【実施内容】

① 地域密着型介護老人福祉施設を令和4年、5年度に1施設(29床)ずつ整備します。

② 小規模多機能型居宅介護を令和4年度に1施設(定員29人)整備します。

③ 認知症対応型共同生活介護施設を令和4年度に1施設(18床)整備します。

4 今後のスケジュール(予定)

令和2年12月23日～令和3年1月22日 パブリックコメント実施

令和3年1月下旬 最終案決定

令和3年3月 議会報告

令和2年11月17日
介護保険運営協議会
説明資料

えびな高齢者プラン21【第8期】

《海老名市高齢者保健福祉計画》

《海老名市介護保険事業計画》

【目次】

I 計画の策定にあたって

1	計画策定の概要	P1
2	計画の位置づけ	P2
3	計画の構成	P3
4	計画の期間	P4
5	日常生活圏域	P4
6	計画の策定体制	P5

II 高齢者を取り巻く状況

1	海老名市の人口構造	P6
2	計画期間の人口推計	P7

III 計画の基本理念と施策等

1	基本理念	P8
2	基本目標と施策	P9
3	各施策の内容	
	【基本目標1】生きがいを持って健康生活を送るための事業推進	P18
	【基本目標2】地域包括ケアシステムの深化・推進	P35
	【基本目標3】介護保険制度の適正な運営	P64

I 計画策定にあたって

1 計画策定の概要

令和7(2025)年に団塊世代が全員75歳以上となり、令和22(2040)年には団塊ジュニアといわれる世代が65歳以上を迎えるなど、わが国の高齢化は進展の一途を辿っています。

本市においても、平成24年10月に高齢化率が20%であったのに対し、令和2年8月には24.6%に増加し、高齢者人口は33,484人となっています。

高齢化の進展に伴い、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯に加え、75歳以上のみの世帯や、障がいを持つ子どもと同居している高齢者など、複合的な問題を抱える世帯も増加している中で、一人ひとりが尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、地域との様々な関わりを基礎として、生きがいを持って安全で安心して暮らし続けていけるようにする取り組みが課題となっています。

本市では「えびな高齢者プラン21」を策定し、介護保険制度の適正な運営に努めるとともに、地域に住む方々が安心して暮らし続けていけるよう、地域ごとの「医療」・「介護」・「予防」・「住まい」・「生活支援」が一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」を推進してきました。

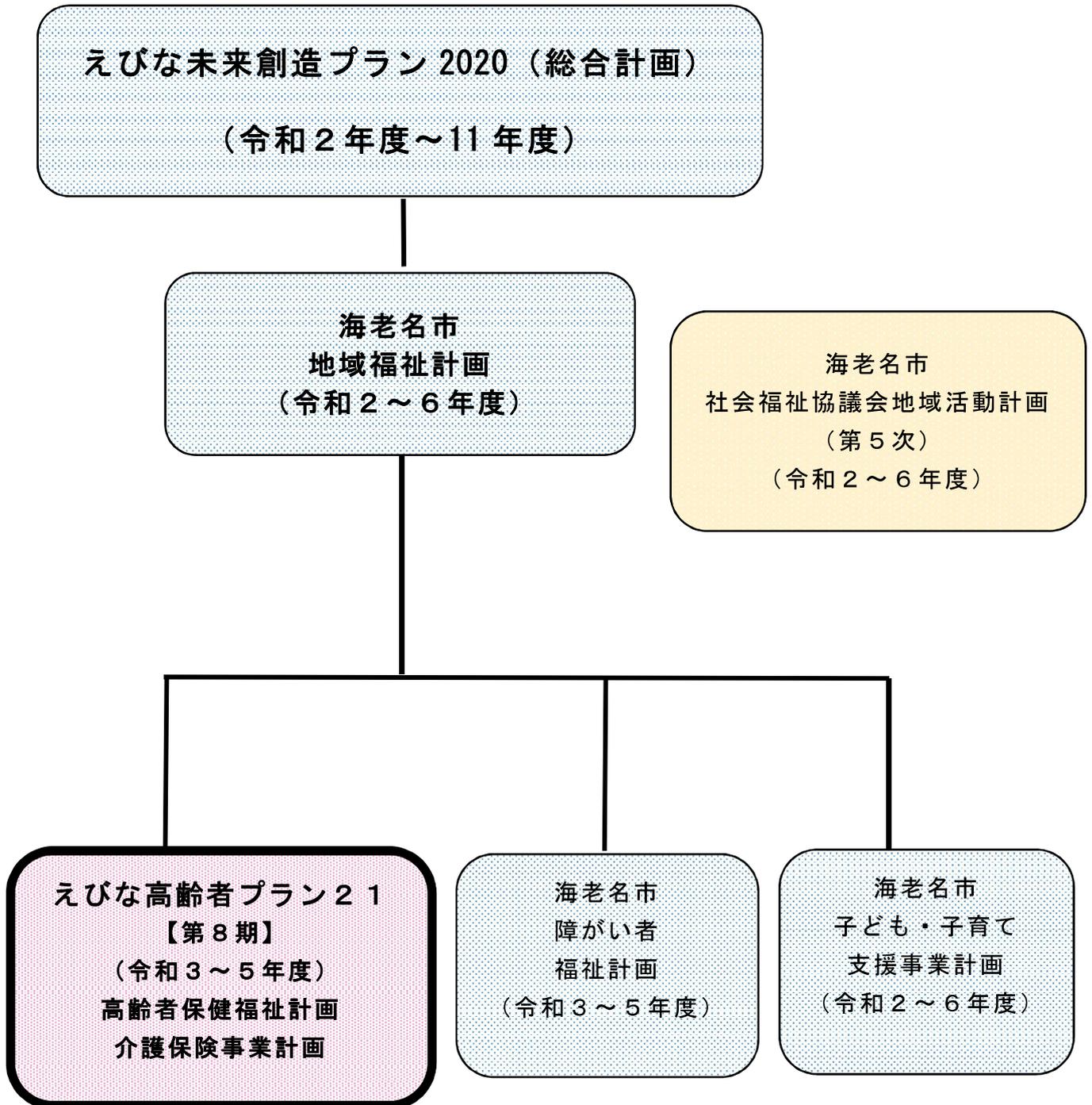
本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」とを一体化し、本市の高齢者保健福祉施策を総合的に推進していくためのもので、平成12年度から3年毎に策定しています。

今後、高齢化が進む中で、地域の方が共に支え合い、生きがいを持って安心して暮らしていけるように、地域で相互に支え合う仕組みづくりや、要介護状態にならないための介護予防施策を積極的に推進し、「地域包括ケアシステム」のさらなる深化に努めてまいります。

2 計画の位置づけ

本計画は「えびな未来創造プラン 2020」の下位計画として位置付けられ、「海老名市地域福祉計画」のもと、各種計画と連動したものとなっています。

《計画の位置づけ》



3 計画の構成

「えびな高齢者プラン21」は、地域の高齢者保健福祉に関する総合計画である「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体化した計画です。

「高齢者保健福祉計画」は、高齢者の生きがいつくり、一人暮らし高齢者の生活支援、寝たきりや要介護状態の予防など、取り組むべき施策を定める保健福祉事業全般にわたる総合的な計画です。

一方「介護保険事業計画」は、要介護者などの人数、介護保険の給付対象となるサービスごとの見込み量を定めるなど、介護保険運営の基盤となる計画です。

「高齢者保健福祉計画」は老人福祉法第20条の8、「介護保険事業計画」は介護保険法117条の規定により、市町村が定めるものです。

えびな高齢者プラン21

高齢者保健福祉計画

- 地域の高齢者保健福祉に関する計画
- 市単独事業など、介護保険給付対象外のサービス及びその整備目標などを体系化した事業運営計画

介護保険事業計画

- 介護保険給付対象者及び給付対象サービスの利用状況を示し、整備目標値を示した基盤整備計画
- 介護保険事業の円滑な運営に関わる施策を体系化した事業運営計画
- 介護保険事業に係る費用の見込み

4 計画の期間

本計画では、団塊の世代が 75 歳となる令和7(2020)年及び団塊のジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22(2040)年の高齢者介護のあるべき姿を見据えたうえ、今回の第8期は令和3年度から5年度までの3年間に計画の期間としています。

計画	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第7期	→											
第8期				→								
第9期							→					
第10期										→		

5 日常生活圏域

日常生活圏域は、高齢者が長年住み慣れた地域で、これまで培ってきた地域における関わりを継続し、介護が必要となった場合でも生活を続けていくことを可能とする基盤整備を目的として設定するものです。

本市では、介護保険サービス提供施設を総合的に勘案し、市全体を1つの圏域としてサービス基盤等の整備を推進していきます。

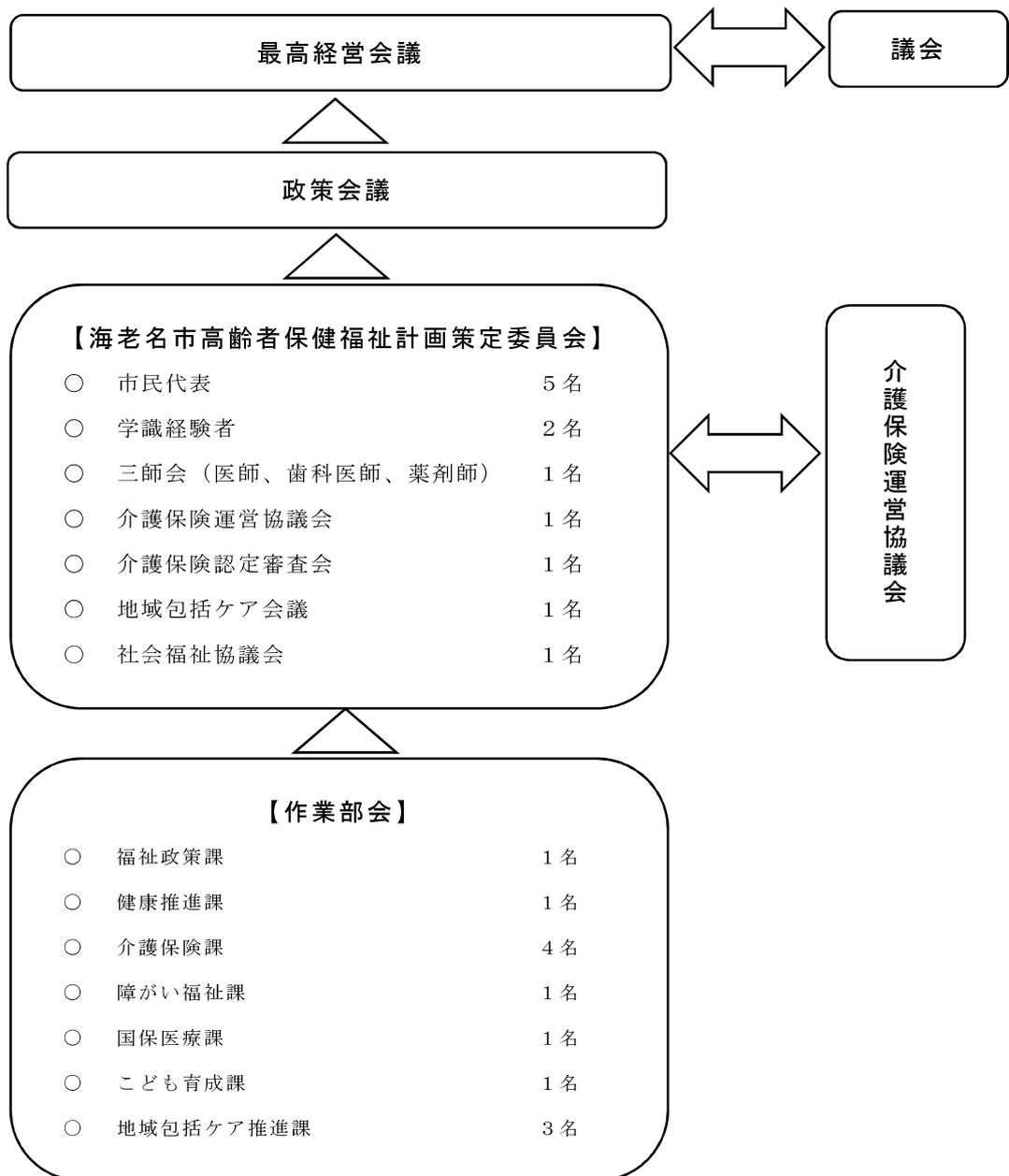
名称	担当地域
海老名東地域包括支援センター	柏ヶ谷、東柏ヶ谷、望地
海老名北地域包括支援センター	上郷、下今泉、上今泉、扇町、泉、めぐみ町
海老名中央地域包括支援センター	勝瀬、中央、国分南、国分北
さつき町地域包括支援センター	中新田、さつき町、河原口、社家
国分寺台地域包括支援センター	大谷、国分寺台、大谷北、大谷南
海老名南地域包括支援センター	中河内、中野、今里、上河内、杉久保北、杉久保南、本郷、門沢橋
基幹型地域包括支援センター	各包括支援センターの総括、後方支援

6 計画の策定体制

本計画は、被保険者の意見を反映させるために公募により選出された委員を含む「海老名市高齢者保健福祉計画策定委員会」で検討を行い、策定しました。

また、策定委員会の審議の円滑な運営を図るため、保健福祉行政関係部署の職員により構成する作業部会を設置し、計画における事業内容の検討及び素案作成等を行ってきました。

策定にあたっては市民アンケートやパブリックコメントを実施し、広く市民の声を反映させることに努めました。



Ⅱ 高齢者を取り巻く状況

令和2年7月に総務省統計局が公表した人口推計では、我が国の総人口は、令和2年2月1日時点で、1億2,596万人。このうち65歳以上の高齢者人口は3,598万6千人、総人口に占める割合(高齢化率)は28.6%となり、4人に1人以上が高齢者という状況です。昭和25(1950)年に約5%であった状況からすると高齢化が進んでいることを示しています。

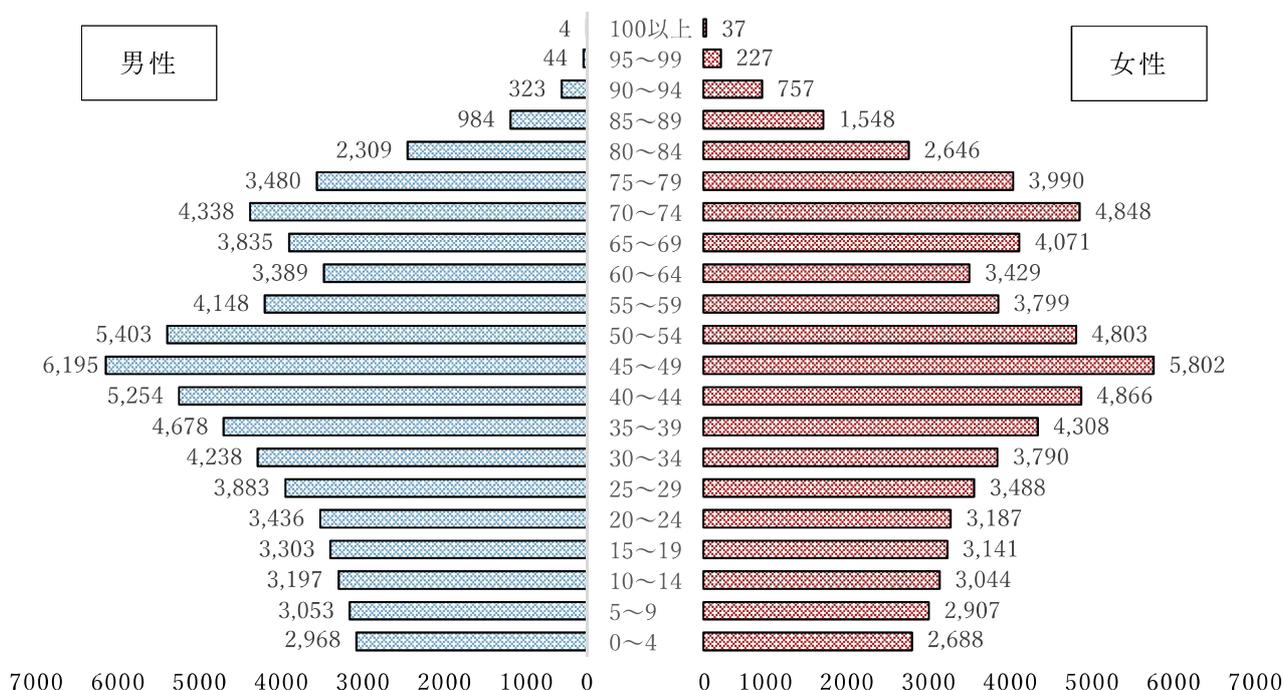
内閣府の高齢社会白書によると、いわゆる団塊の世代が65歳以上になった平成27(2015)年に3,387万人を超え、さらに75歳以上となる令和7(2025)年には3,677万人に達すると見込まれており、令和47(2065)年に高齢化率は38.4%で2.6人に1人が高齢者となると推測されています。

1 海老名市の人口構造

本市の人口構造は、下表のように、40代後半の世代が最も多く、次いで50代前半が多くなっています。しかし、将来的に社会を支えていく24歳以下については、少子化の影響もあり、男女とも各年齢層が3,000人前後となっています。

少子化の進行に伴い、高齢化も大幅に進み、将来若い世代が高齢者世代を支えていくことが困難になることが予想されます。

海老名市の人口構造（令和2年7月1日時点）



住民基本台帳より

2 計画期間の人口推計

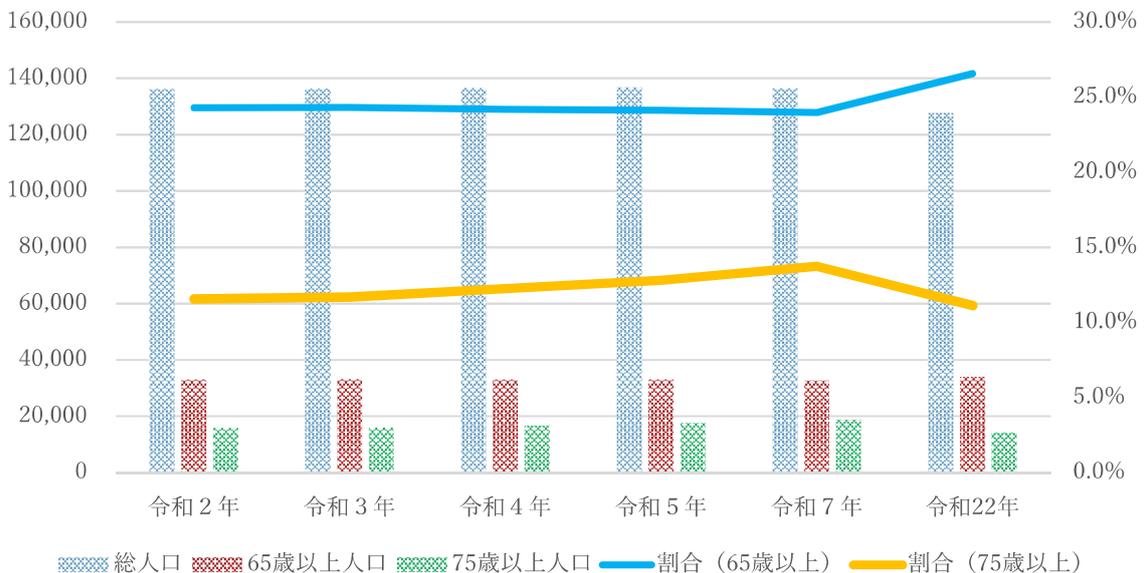
本市の人口は、令和2年8月1日時点で135,900人となっており、そのうち65歳以上の高齢者は33,484人、高齢化率は24.6%（約4人に1人）となっています。

本計画期間中においては、総人口が増加傾向に対し65歳以上人口は減少すると見込まれています。

しかし、令和22(2040)年には総人口は減少し、高齢者の増加・高齢化率の上昇は避けられないものと考えられています。

海老名市の人口推計

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
総人口	136,233	136,393	136,589	136,752	136,492	127,717
65歳以上	33,080	33,141	33,045	32,998	32,735	33,928
割合(高齢化率)	24.3%	24.3%	24.2%	24.1%	24.0%	26.6%
75歳以上	15,764	15,947	16,726	17,520	18,744	14,200
割合	11.6%	11.7%	12.2%	12.8%	13.7%	11.1%



海老名市人口ビジョンより

Ⅲ 計画の基本理念と施策等

1 基本理念

人口の高齢化は急速に進展しており、令和7(2025)年には団塊の世代の方が全員75歳以上を迎えます。そのような状況の中で、高齢者が生きがいをもって安心して暮らせる環境の整備がより一層求められており、地域で支え合う仕組み作りや健康で自立した生活を支援する体制づくりが必要となっています。

そのためには、家族や地域の人々の中でインフォーマルな助け合いとしての「互助」がますます重要になってきています。「自助・共助・公助」に加えて「互助」を充実させて、誰もが健康で自立した生活が送れるよう、保健・福祉・医療に関わるサービスの充実、制度の適正な運営を図ってまいります。

今後、高齢者の一人暮らしや高齢者のみ世帯など、地域で見守りや支援が必要な高齢者が増加していくことが予想されます。さらに、障がいのある家族と高齢者のみの世帯など、複合的な支援が必要な世帯も増えていくことが予想されます。

地域に住む方々に安心して暮らし続けていくためには、各福祉機関と地域が連携し、地域ごとの「医療」・「介護」・「予防」・「住まい」・「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化が重要となっています。

本計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、地域で支え合う仕組みづくり、要介護状態にならないための介護予防を重視した事業を推進していきます。

本計画における各種事業、一人ひとりが生きがいや役割をもって支え合いながら笑顔で暮らし続けていける地域社会を実現させるための基本理念を以下の通り定め、高齢者支援事業の充実と介護保険制度の円滑な運営を推進していきます。

【基本理念】

一人ひとりが笑顔で暮らしていける地域共生社会の実現

2 基本目標と施策

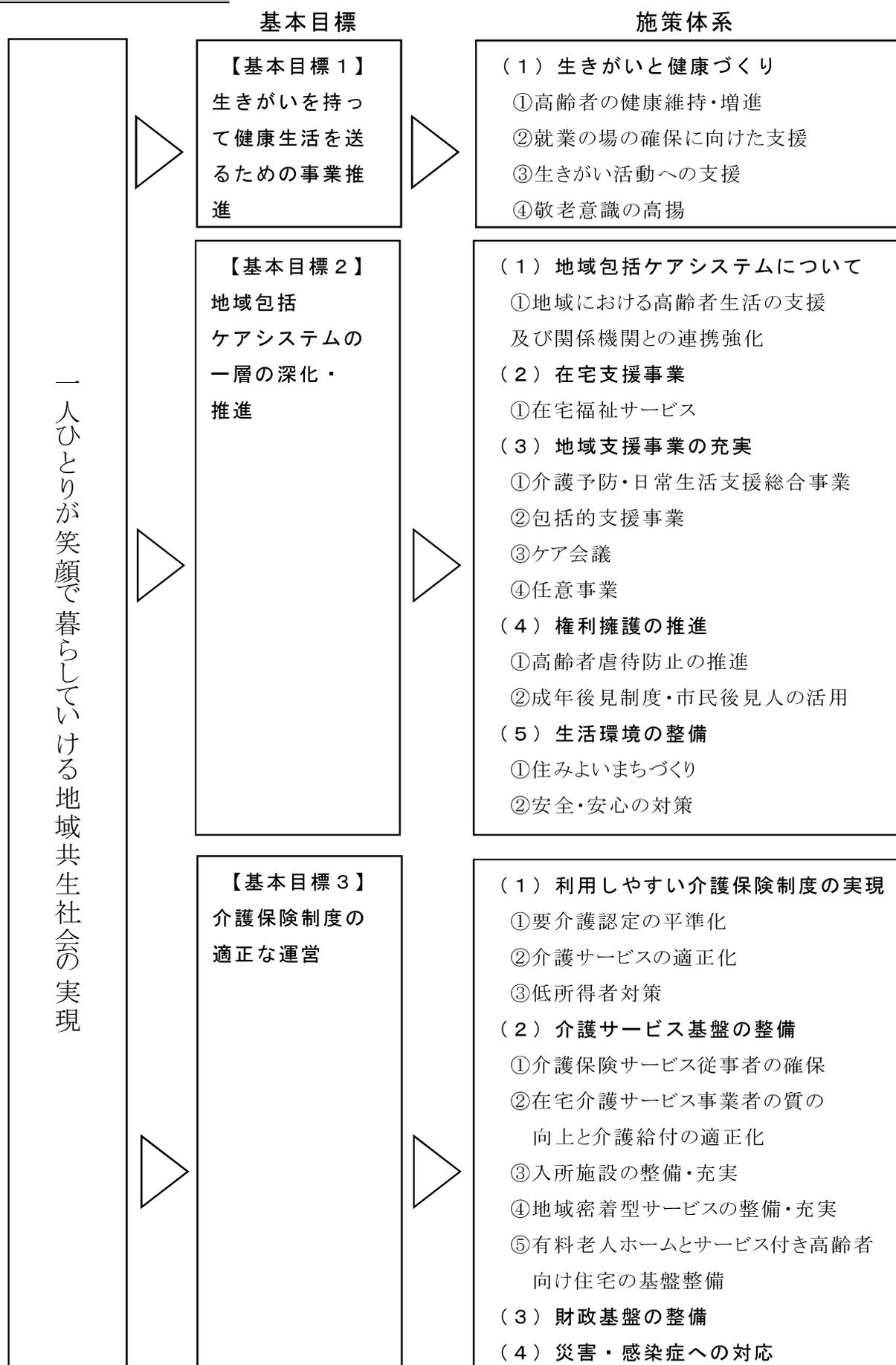
基本理念である「一人ひとりが生きがいや役割をもって支え合いながら笑顔で暮らし続けていける地域社会の実現」に向け、高齢者を取り巻く現状や、前計画の取り組みを踏まえ、以下の3つの基本目標を掲げ、推進してまいります。

基本目標 1	生きがいを持って健康生活を送るための事業推進
健康で毎日を笑顔で過ごすためには、心身の健康維持・増進を図ることや、生きがいを持って生活することが大切であり、健康診査や健康教室などによる健康づくりの推進と、生きがいを持つための学び・就業・交流の支援を行います。	

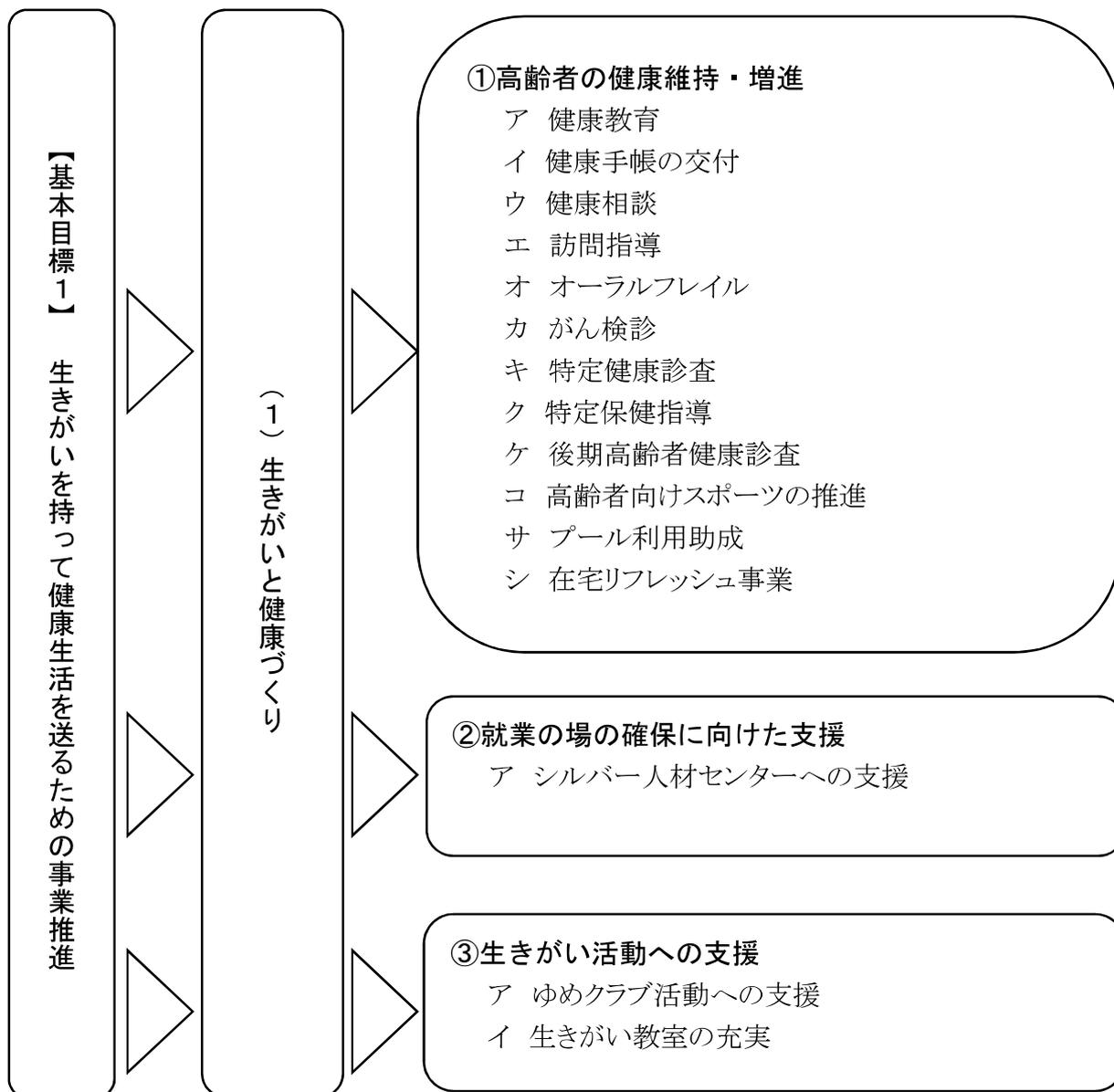
基本目標 2	地域包括ケアシステムの一層の深化・推進
住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者のニーズに応じた市独自の支援サービスや医療、介護予防、そして高齢者の尊厳の保持といった取り組みが重要であり、関係機関との連携や地域資源の活用、地域での支え合いの仕組みづくりにより、地域の特性にあった「地域包括ケアシステム」の一層の深化・推進を図ります。	

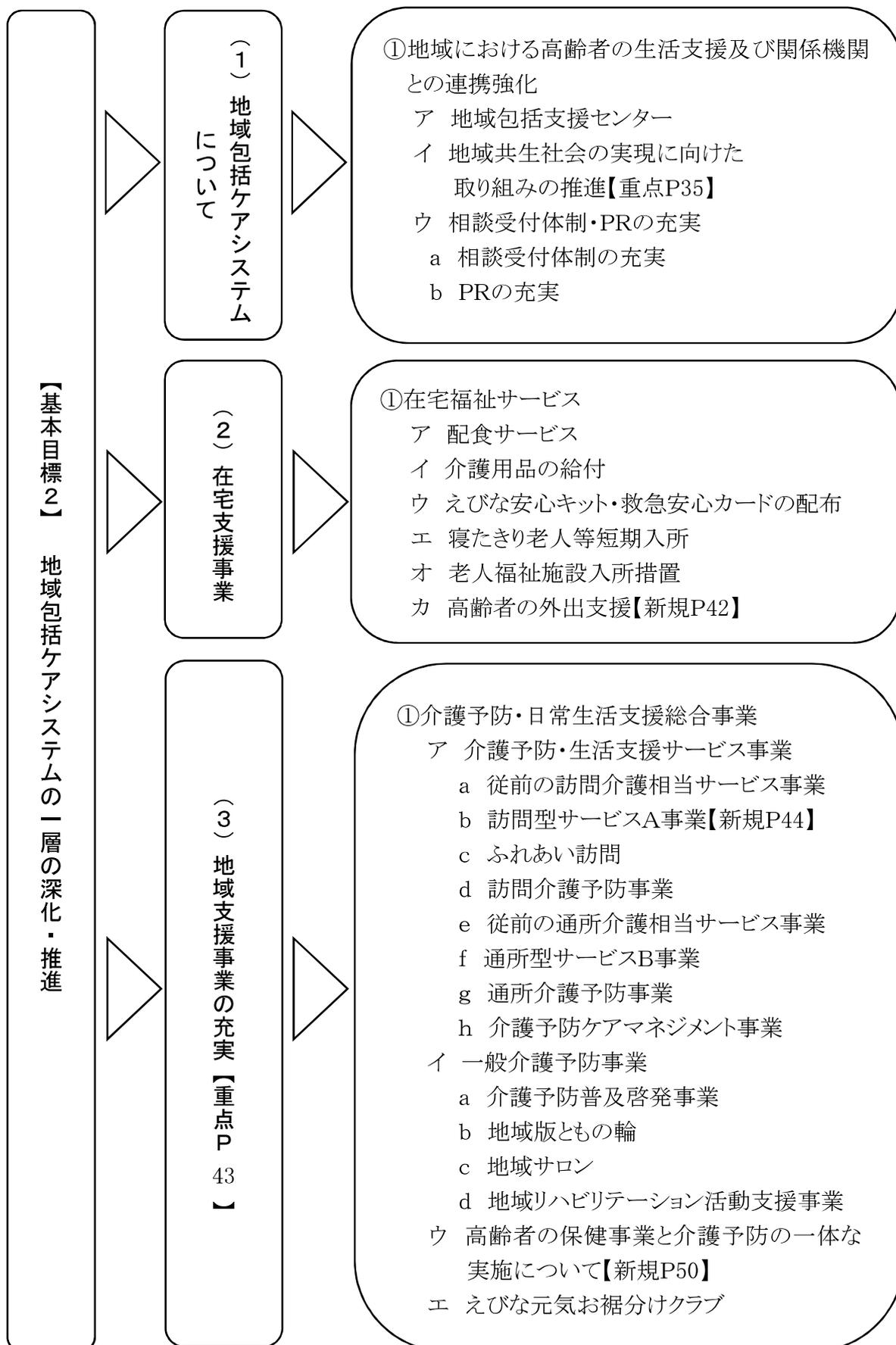
基本目標 3	介護保険事業の適正な運営
介護保険制度は、急速な高齢化の進展に伴い、寝たきりや認知症の高齢者が急増したこと、介護期間が長期化する一方、核家族化や介護者の高齢化など介護する側の環境も大きく変化してきたことを背景に、平成 12 年に創設されました。要介護状態になっても、一人ひとりが有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスの総合的かつ効率的な提供に配慮します。	

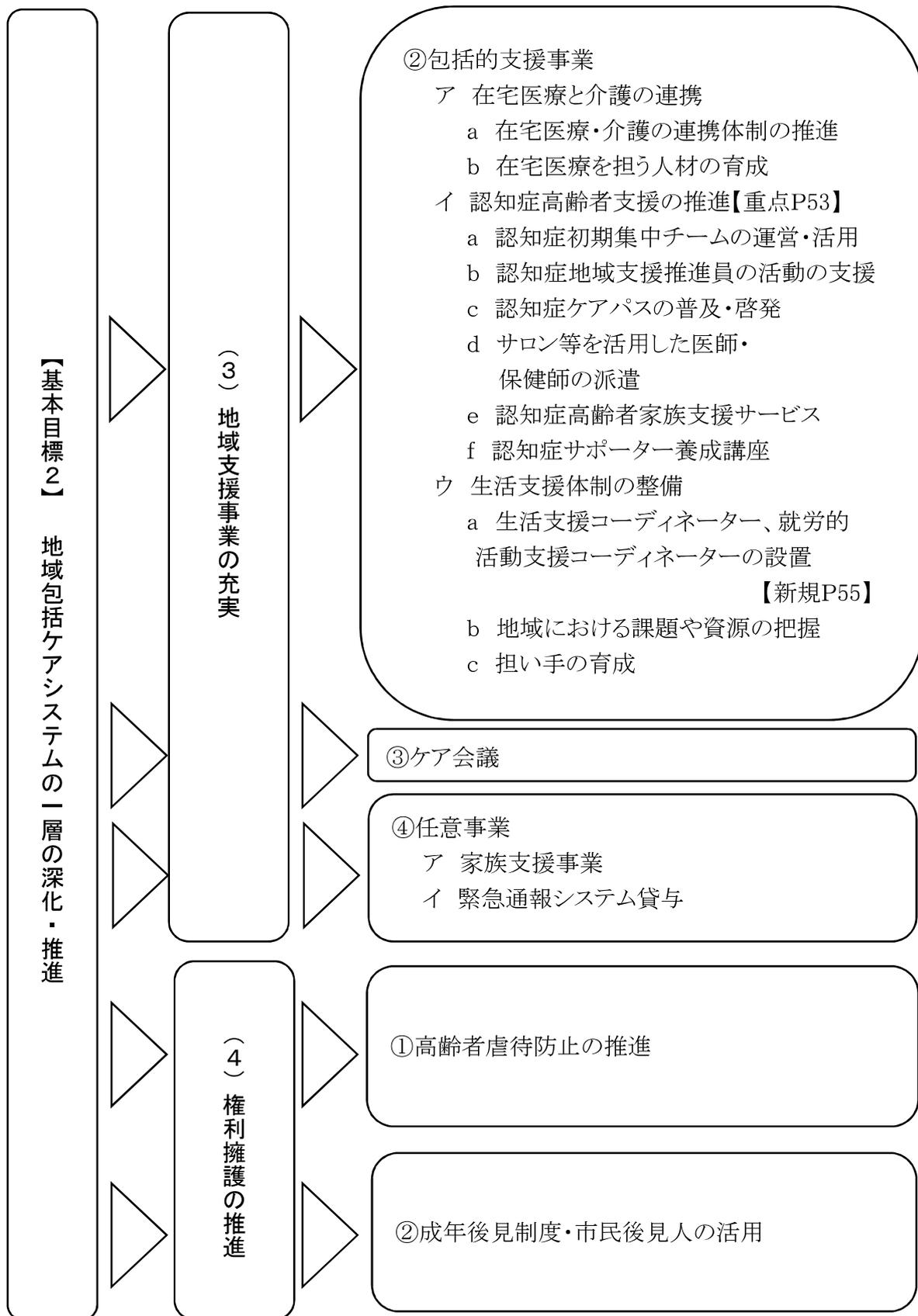
本計画の施策体系

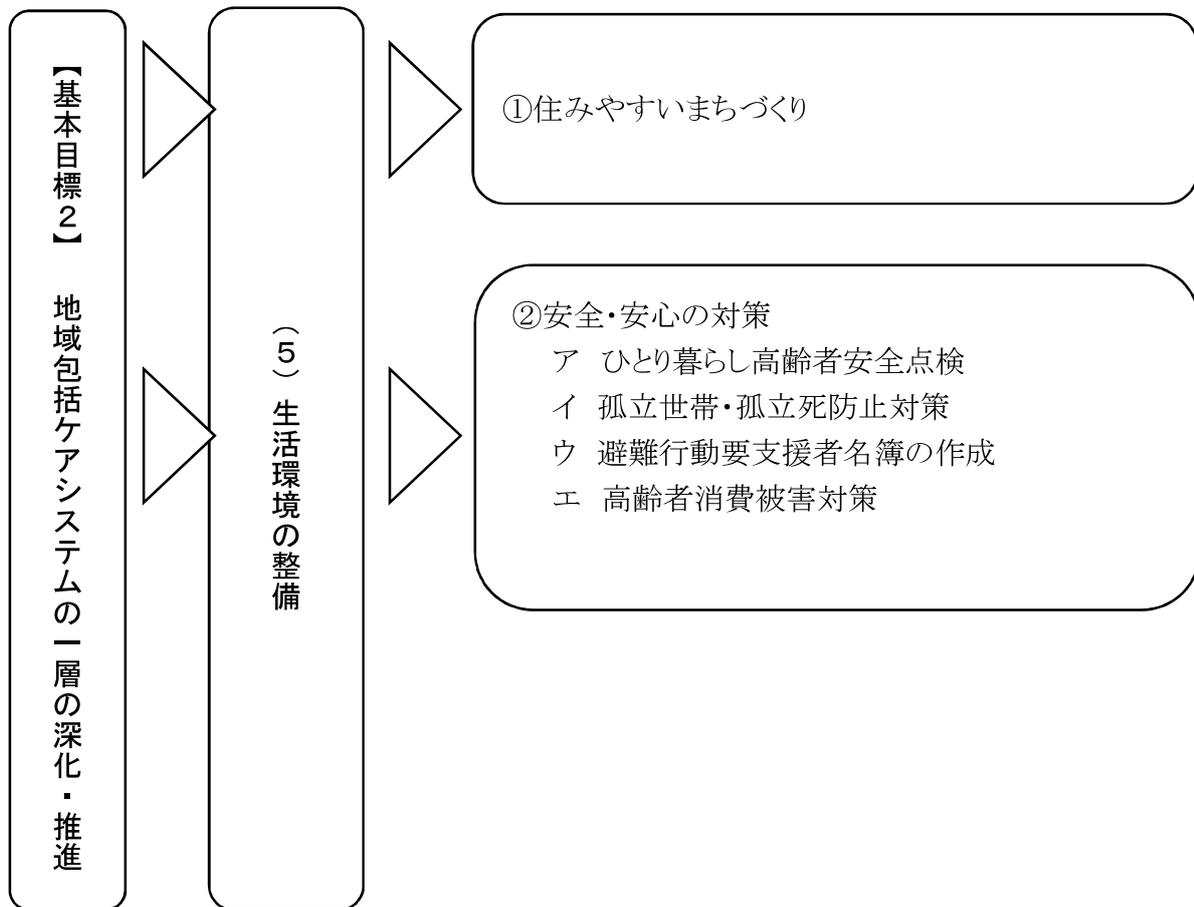


各事業体系図









【基本目標3】 介護保険制度の適正な運営

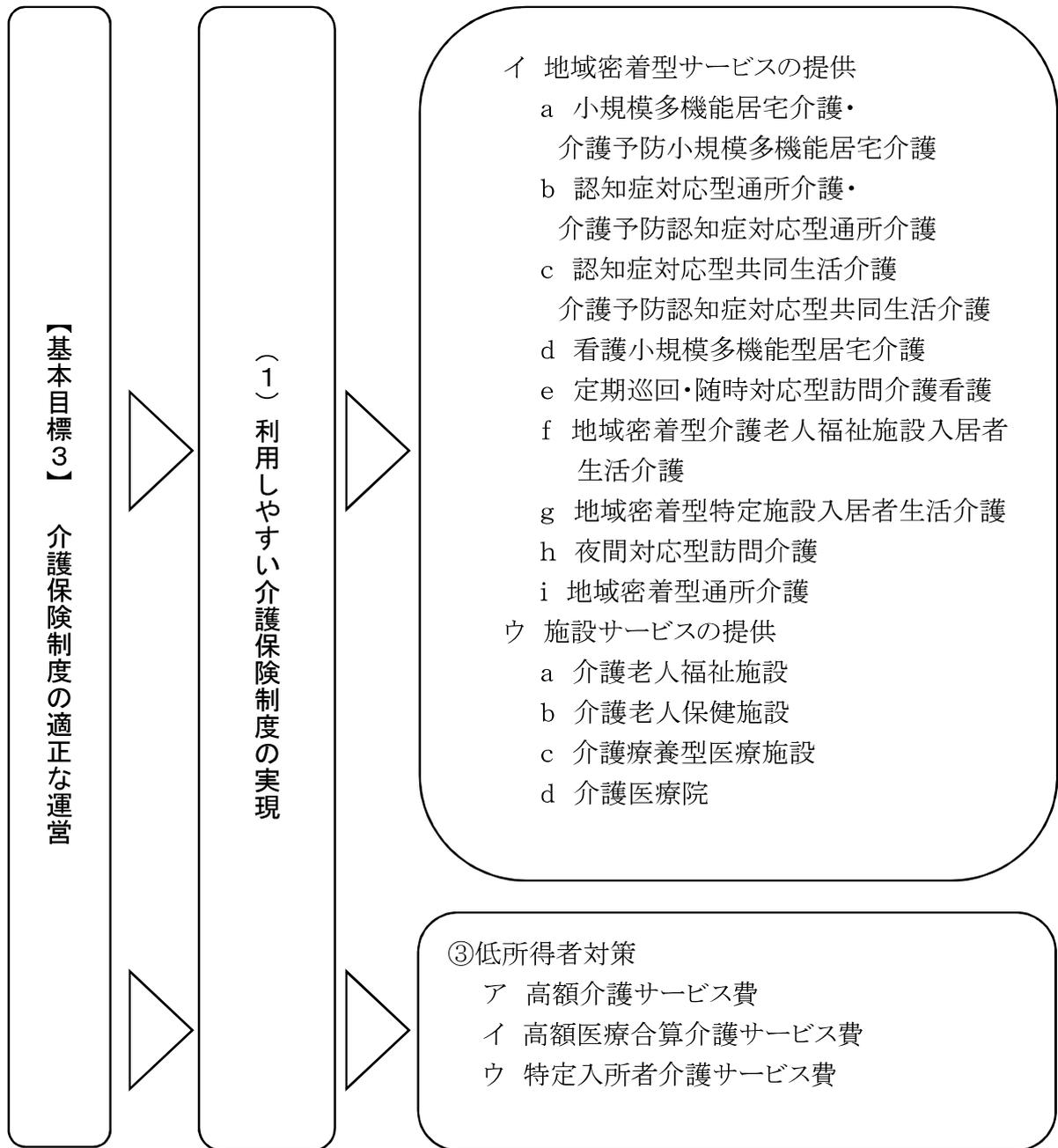
(1) 利用しやすい介護保険制度の実現

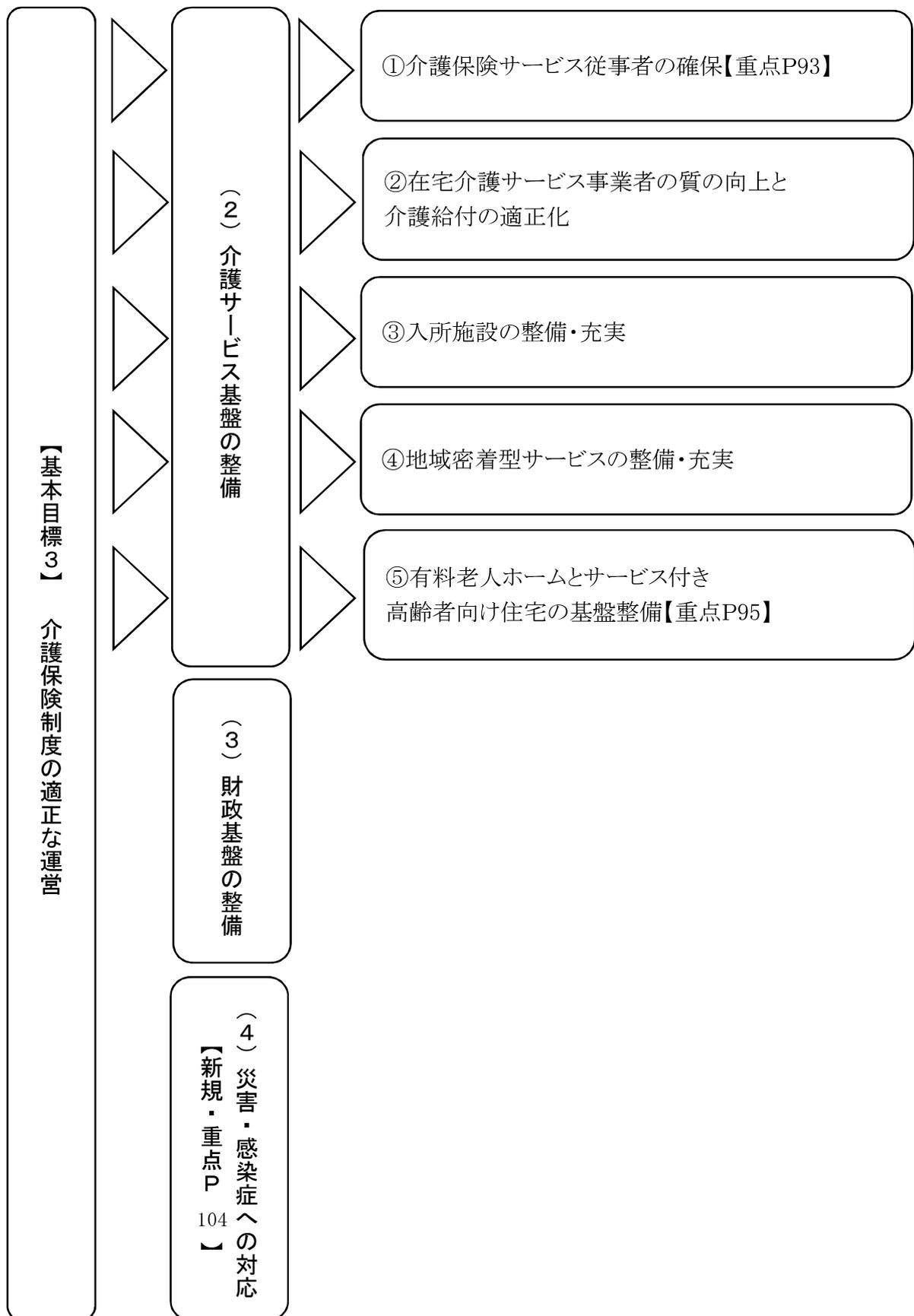
①要介護認定の平準化

- ア 介護認定訪問調査
- イ 審査会等の運営
 - a 介護認定審査会
 - b 介護保険運営協議会

②介護サービスの適正化

- ア 在宅介護及び介護予防サービスの提供
 - a 訪問介護
 - b 訪問入浴・介護予防訪問入浴
 - c 訪問看護・介護予防訪問看護
 - d 訪問リハビリテーション・
介護予防訪問リハビリテーション
 - e 居宅療養管理指導・
介護予防居宅療養管理指導
 - f 通所介護
 - g 通所リハビリテーション・
介護予防通所リハビリテーション
 - h 短期入所生活介護・
介護予防短期入所生活介護
 - i 短期入所療養介護・
介護予防短期入所療養介護
 - j 特定施設入居者生活介護・
介護予防特定施設入居者生活介護
 - k 福祉用具貸与・
介護予防福祉用具貸与
 - l 福祉用具購入費の支給・
介護予防福祉用具購入費の支給
 - m 住宅改修費の支給・
介護予防住宅改修費の支給
 - n 居宅介護支援・介護予防支援





3 各施策の内容

基本目標 1 生きがいを持って健康生活を送るための事業推進

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るため、体を動かすことの大切さや、健康に関する知識を学び、生きがいを感じることのできる場や、自身の健康について相談できる環境の整備が必要となります。

多くの方に興味をもって参加いただけるよう、各事業の充実を図ります。

(1) 生きがいと健康づくり

① 高齢者の健康維持・増進

高齢者の健康維持・増進を図るため、健康に関する知識の習得や健康相談に加え、高齢者向けスポーツの普及に努めます。

ア 健康教育

特定健康診査、特定保健指導、健康相談等の保健事業と連携をもって実施します。市で実施している健康教室には、集団で行う「集団健康教育」と、対象者を特定して行う「個別健康教育」があります。※延人数は事業中の65歳以上の人数です

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
実施数	予測	280回	280回	280回
	実績	193回	194回	280回
延人数	予測	1,400人	1,400人	1,400人
	実績	752人	911人	1,400人

【評価・課題】

日程、場所等の調整により計画を下回る結果となりました。
引き続き、健康えびな普及員会等関係機関と連携を図りながら、教室の開催や保健指導を行い、実施回数や参加者の増加に取り組んでいきます。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	280回	280回	280回
延人数	1,500人	1,500人	1,500人

【施策の方向性】

「海老名市スポーツ健康推進計画」に基づき、メタボリックシンドローム、糖尿病、高血圧などに関する知識の普及や重症化予防に力を入れた教室の開催や保健指導を行います。

イ 健康手帳の交付

各種健康診査、がん検診等の受診結果の記録、健康相談、健康教育等の受講状況を記入し、自己の健康管理に役立てるために交付します。

※交付延人数は事業中の65歳以上の人数

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
交付	予測	500人	500人	500人
延人数	実績	204人	214人	500人

【評価・課題】

活用が難しい部分もあり、引き続き、活用方法を含め、普及・啓発を強化していく必要があります。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付延人数	400人	400人	400人

【施策の方向性】

市民が自らの健康管理に活用できるよう普及・啓発に努めると共に保健事業との連携を図ります。

ウ 健康相談

保健師や栄養士等が、個々の状況に応じた指導及び助言を行い、健康の保持増進を図ります。市で実施している健康相談には、心身の健康に関する一般的な相談等の「総合健康相談」と疾病別相談等の「重点健康相談」があります。

※延人数は事業中の65歳以上の人数

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
実施回数	予測	120回	120回	120回
	実績	139回	174回	120回
延人数	予測	2,400人	2,400人	2,400人
	実績	2,154人	1,807人	2,400人

【評価・課題】

概ね計画通りの結果となりました。引き続き、充実を図っていくため支援を行っていく必要があります。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	120回	120回	120回
延人数	1,500人	1,500人	1,500人

【施策の方向性】

生活習慣病の観点から、特にリスクの高い方を中心に、より効果的な相談ができるよう、特定健診・特定保健指導との連携の強化を図ります。

エ 訪問指導

療養上の保健指導が必要であると認められる方及びその家族に対し、状態に応じた、保健師・栄養士・歯科医師などの専門職による指導を行います。

※指導人数は事業中の65歳以上の人数

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
指導 人数	予測	80人	80人	80人
	実績	319人	2人	80人

【評価・課題】

平成30年度は計画を大幅に上回る結果でしたが、平成31年度は、特定保健指導の訪問がなくなり、大幅な減少となりました。今後訪問数を増やし、地域での支援の充実を図っていく必要があります。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導人数	80人	80人	80人

【施策の方向性】

重症化予防の保健指導が必要な方に対し訪問を行い、各種事業や医療・福祉関係機関と連携します。

オ オーラルフレイル(旧 成人歯科健康診査)

海老名市の委託医療機関において個別健診を実施します。

※利用人数は事業中の65歳以上の人数

※平成30年度は成人歯科健康診査

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
利用 人数	予測	545人	560人	575人
	実績	773人	369人	575人

【評価・課題】

平成30年度は計画を上回る結果となりました。平成31年度以降は「オーラルフレイル事業」に移行し、継続して周知を行っていきます。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	340人	340人	340人

【施策の方向性】

積極的な利用を促進するため、周知・PRを行います。

カ がん検診

健康の保持増進とともに、がんの早期発見と早期治療を目的にがん検診を実施します。※人数は事業中の65歳以上の人数

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
胃がん	予測	1,950人	2,010人	2,070人
	実績	2,211人	2,286人	2,070人
大腸がん	予測	2,640人	2,760人	2,880人
	実績	3,154人	3,025人	2,880人
肺がん	予測	1,400人	1,425人	1,450人
	実績	1,492人	1,435人	1,450人
乳がん	予測	1,400人	1,425人	1,450人
	実績	608人	507人	600人
子宮がん	予測	1,296人	1,404人	1,512人
	実績	824人	805人	1,512人
前立腺がん	予測	1,302人	1,330人	1,358人
	実績	2,087人	2,158人	1,358人
口腔がん	予測	630人	640人	650人
	実績	814人	763人	650人

【評価・課題】

全体的に受診者については増加基調にあります。高齢者を中心にがんに対する関心が高まっているものと推測できます。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
胃がん	2,200人	2,200人	2,200人
大腸がん	3,000人	3,000人	3,000人
肺がん	1,450人	1,450人	1,450人
乳がん	550人	550人	550人
子宮がん	820人	820人	820人
前立腺がん	2,060人	2,060人	2,060人
口腔がん	700人	700人	700人

【施策の方向性】

早期発見の観点から、広報えびな、市ホームページ等を活用し、知識の普及・啓発、受診者数の増加を図ります。

キ 特定健康診査

40歳以上74歳までの国民健康保険被保険者に対して、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施します。

※受診人数は事業中の65歳以上の人数

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
受診 人数	予 測	6,100人	6,300人	6,500人
	実績	5,265人	4,883人	4,769人

【評価・課題】

受診者数が減少傾向のため、受診者増加に向けた取り組みが必要になります。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診人数	4,456人	3,932人	3,442人

【施策の方向性】

重症化、合併症予防のため、未受診者への個別勧奨通知の活用により受診者の増加を図ります。また、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを予防・改善することで医療費の適正化につなげます。

ク 特定保健指導

特定健康診査の結果から、メタボリックシンドロームの該当者や予備群の早期発見に努め、受診者を積極的支援レベル・動機付け支援レベル・情報提供レベルに分け、それぞれに合わせた保健指導を実施します。

※指導人数は事業中の65歳以上の人数

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
指導人数	予測	62人	67人	68人
	実績	62人	67人	68人
指導率	予測	11.6%	12.1%	13.0%
	実績	11.6%	12.1%	13.0%

【評価・課題】

保健指導率が伸び悩んでいます。

予測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導人数	71人	69人	68人
指導率	14.5%	16.0%	18.0%

【施策の方向性】

保健指導を通じて、自主的な生活習慣病改善の取り組みが継続できるよう支援していきます。特にメタボリックシンドロームによる生活習慣病のリスクが重なっている方を対象に、指導率向上のため、郵送による通知や電話訪問などによる案内に加え、個別・集団等保健指導の実施方法も工夫します。

ケ 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療制度の被保険者に対して、糖尿病等生活習慣病の早期発見や重症化予防を目的とした健康診査を実施し、健康の保持・増進を図ります。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
受診 人数	予測	5,673人	6,101人	6,562人
	実績	5,622人	5,672人	6,195人

【評価・課題】

計画値に満たないものの、受診人数については増加傾向にあります。高齢者の健康に対する関心が高まっていると推測されます。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診人数	6,400人	7,200人	7,700人

【施策の方向性】

生活習慣病の早期発見等及び健康維持・増進に取り組めます。

コ 高齢者向けスポーツの推進

グラウンドゴルフやシルバーカルチャーについて、海老名ゆめクラブ連合会に委託し、開催します。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
グラウンドゴルフ	予測	160人	165人	170人
	実績	96人	165人	170人
ニュースポーツ	予測	110人	115人	120人
	実績	160人	173人	120人
ターゲットハートゴルフ	予測	85人	87人	89人
	実績	69人	63人	89人
シルバーカルチャー	予測	130人	132人	134人
	実績	122人	102人	134人

【評価・課題】

参加者数については、増加傾向にあります。

知名度の低いニュースポーツにおいても多くの参加をいただくことができました

予測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
グラウンドゴルフ	170人	172人	174人
ニュースポーツ	175人	177人	179人
ターゲットハートゴルフ	65人	67人	63人
シルバーカルチャー	105人	107人	102人

【施策の方向性】

生活習慣病の早期発見等及び健康維持・増進を目的にスポーツの普及に取り組めます。

サ プール利用助成

高齢者の体力の低下防止と健康の保持・増進を図ることを目的として、海老名市内に居住する65歳以上の高齢者に対し、高座施設組合屋内温水プール利用料の半額を助成します。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
利用 人数	予測	5,400人	5,400人	5,400人
	実績	5,495人	3,075人	5,400人

【評価・課題】

令和元年10月に高座施設組合屋内温水プールの天井が落下する事故を受け、使用が中止となってしまっているため、計画を下回る結果となっています。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	5,590人	5,690人	5,790人

【施策の方向性】

「水中」を利用した運動は足腰への負担も少なく、健康の維持・増進につながることから、助成事業を継続します。

シ 在宅リフレッシュ事業

要介護4及び5の方を在宅で介護している方の良好な介護環境を作ることを目的に、「はり・灸・マッサージ・指圧」や「温泉施設」、「食事施設」などの助成券を交付することで、ストレス等の軽減と健康維持等を図ります。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
利用 人数	予測	370人	345人	463人
	実績	317人	345人	463人

【評価・課題】

概ね計画通りの結果となりました。

今後も高齢化に伴い、対象者の増加が見込まれます。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	470人	475人	480人

【施策の方向性】

介護者の身体的・精神的負担軽減を目的としたサービスであり、今後も介護者のニーズに合った事業について情報収集を行うなど、介護環境の整備に対し支援します。

② 就業の場の確保に向けた支援

高齢者の就労の場を提供している組織への支援を通じて高齢者の働く機会を増やします。

ア シルバー人材センターへの支援

働く意欲のある高齢者が、知識、経験、能力を活かし、自らの生きがいと社会参加の機会を促進するため、シルバー人材センターに助成を行います。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
会員数	予測	830人	840人	850人
	実績	743人	769人	850人
就業率	予測	83.4%	83.8%	84.0%
	実績	86.4%	88.0%	84.0%

【評価・課題】

会員数は伸び悩んではいますが、就業率は高い水準を維持しています。

予測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	850人	850人	850人
就業率	84%	84%	84%

【施策の方向性】

高齢者の生きがいや社会参加、就労施策としてシルバー人材センターの重要性は増しており、今後も会員の拡大及び就労機会拡大の取り組みを支援します。

③ 生きがい活動への支援

ゆめクラブへの活動支援、生きがい教室の実施により、高齢者の生きがいの場を提供します。

ア ゆめクラブ活動への支援

高齢者の仲間づくりを通しての健康づくりと地域社会への参加活動等を支援・促進するために、ゆめクラブ連合会及び単位クラブへの助成を行い、高齢者の生きがい活動への支援を行います。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
会員数	予測	2,830人	2,840人	2,850人
	実績	2,707人	2,588人	2,850人
クラブ数	予測	50クラブ	50クラブ	50クラブ
	実績	50クラブ	50クラブ	50クラブ

【評価・課題】

概ね計画通りの結果となりました。引き続き会員取り込みに向けたPRなども強化していきます。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	2,900人	2,910人	2,920人
クラブ数	50クラブ	50クラブ	50クラブ

【施策の方向性】

若年会員が参加しやすいような環境整備、加入PRの強化などの取り組みに支援します。

イ 生きがい教室の充実

高齢者が趣味や教養をもち、その活動を通じて仲間を広げ、生きがいの高揚や能力開発を図るための機会として行っており、シルバー人材センターへ業務委託し、事業を実施します。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
受講者数	予測	360人	360人	380人
	実績	323人	336人	380人
延人数	予測	2,030人	2,030人	2,150人
	実績	1,976人	1,724人	2,150人
教室数	予測	17教室	17教室	17教室
	実績	17教室	17教室	17教室

【評価・課題】

概ね計画通りの結果となりました。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	380人	390人	395人
延人数	2,000人	2,020人	2,025人
教室数	20教室	20教室	20教室

【施策の方向性】

高齢者のニーズを的確に把握し、新規教室の企画するなど、高齢者にとってさらに魅力的な教室を開催します。

ウ ふれあいランチ事業

日頃、ひとりで食事をしている高齢者が集まり、楽しく食事をし、交流の場が広がることで、健康増進を図ります。また、食の創造館で調理した給食を提供します。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
開催数	予測	10回	10回	11回
	実績	11回	10回	11回
参加人数	予測	220人	240人	265人
	実績	336人	245人	265人

【評価・課題】

人気も高く、計画を上回る結果となりました。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催数	10回	10回	10回
参加人数	270人	270人	270人

【施策の方向性】

孤食(一人で食事)を防ぎ、高齢者相互の交流を図るため、各コミュニティセンターや常設サロンで開催します。

④ 敬老意識の高揚

長年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬い、広く市民の敬老意識の高揚を図ります。

ア 地域ふれあい事業

地域でのふれあいを通じて高齢者福祉への関心と理解を深めるとともに、外出支援により高齢者自らの生活意欲の向上を促すことを目的に実施します。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
対象者数	予測	34,000人	35,000人	36,000人
	実績	33,567人	34,093人	0人

【評価・課題】

概ね計画通りの結果となりましたが令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施していません。今後状況を見ながら、地域力の強化を図るため、支援を継続していきます。

予測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	36,500人	37,000人	37,500人

【施策の方向性】

地域において高齢者が他世代との交流を図る事業を行うことにより、地域の各種団体が一体となり、地域力の更なる強化に向け支援します。

イ 高齢者敬老祝金等の贈呈

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬い、その長寿を祝うため、お祝い金やお祝い品を88歳、100歳以上の方へ贈呈します。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
88歳	予測	370人	395人	422人
	実績	352人	382人	422人
100歳以上	予測	32人	34人	36人
	実績	51人	42人	36人

【評価・課題】

概ね計画通りの結果となりました。今後も高齢化により、対象者が増加してくるものと考えられます。

予測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
88歳	390人	395人	400人
100歳以上	45人	50人	55人

【施策の方向性】

引き続き健康で安心して暮らし続けていけるよう実施します。

基本目標 2 地域包括ケアシステムの一層の深化・推進

今後高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯など、地域で見守りや支援が必要な高齢者に加え、障がいのある家族と高齢者のみ世帯など複合的な支援が必要となってくる事が予想されるなかで、地域に住む方が安心して住み続けていけるよう、関係機関と地域が連携し、地域ごとの「医療」・「介護」・「予防」・「住まい」・「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の更なる深化を図ります。

(1) 地域包括ケアシステムについて

① 地域における高齢者の生活支援及び関係機関との連携強化

高齢者が住み慣れた地域で住み続けていけるよう「自助・互助・共助・公助」を組み合わせながら包括的にサービスを組み合わせたいけるよう努めていきます。また「必要な支援を包括的に提供する」という地域包括ケアシステムの考え方を、障がい者や子ども等にも対象を広げ、関係機関、地域住民と協働で取り組んでいきます。さらに地域包括ケアシステムの中核を成す、地域包括支援センターの窓口機能の充実にも取り組みます。

ア 地域包括支援センター

本市における地域包括支援センターは保健師(看護師)、主任介護支援専門員、社会福祉士の3職種で構成されており、各包括に4人の職員がいます。市内には6か所に設置しており、市をはじめ、介護事業所、地域団体等と連携し地域の課題解決に努めます。

平成30年度に開設した基幹型地域包括支援センターが、各地域包括支援センターの統括、総合調整及び後方支援を行います。

イ 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進【重点施策】

地域共生社会の実現に向け、地域住民が市と協働し、地域及び個人が抱える生活課題を解決していくことができる「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進していきます。さらに、複雑化及び複合化する地域住民の支援ニーズに対応すべく、対象者の属性に関わりなく各関係部署・機関と連携しながら事案に取り組む包括的な支援体制の構築を図ります。

ウ 相談受付体制・PRの充実

a 相談受付体制の充実

市役所地域包括ケア推進課の窓口をはじめ、各地域包括支援センター、えびな成年後見・総合相談センター等、相談を受けた際に迅速に対応するため、窓口及び相談受付体制の充実を図っていきます。

また対応に際しては海老名市社会福祉協議会及び警察、神奈川県等の関係機関とも連携を図ります。

b PRの充実

介護保険の概要が記載されている「あったかいね介護保険」、主に在宅の高齢者を対象とした市のサービスが記載されている「高齢者ガイドブック」等を活用し、高齢者やその家族に向けた情報提供を行います。また広報えびなや市ホームページなども活用し積極的な情報発信を実施します。

(2) 在宅支援事業

① 在宅福祉サービス

市単独の在宅福祉サービスの充実を通じ、生活の安定のために必要な支援を行います。

ア 配食サービス

食事の調理や買い物が困難なひとり暮らしや高齢者世帯の方に、昼食または夕食を届けます。また、同時に安否確認も行います。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
利用 人数	予測	260人	270人	280人
	実績	248人	206人	280人
延食数	予測	28,920食	29,460食	30,000食
	実績	30,345食	26,303食	30,000食

【評価・課題】

利用者数については、減少傾向にあります。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	210人	210人	210人
延食数	26,500食	26,500食	26,500食

【施策の方向性】

民間の配食事業者も増加していることから、今後、利用者のニーズを把握しつつ、別のサービスによる安否確認機能の充実の可否を検討します。

イ 介護用品の給付

在宅の要介護3以上の寝たきりや認知症高齢者に紙おむつなどを支給します。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
利用 人数	予測	380人	390人	400人
	実績	405人	466人	400人

【評価・課題】

計画を上回る利用人数となりました。高齢化に伴い要介護認定を受けた方々へのニーズが高まっていることが推測されます。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	470人	480人	490人

【施策の方向性】

在宅での介護を希望される方の増加に伴いニーズも高まってくることが考えられるため、引き続き事業継続を図ることにより介護者の負担軽減につなげます。

ウ えびな安心キット・救急安心カードの配布

市内在住の65歳以上の高齢者を対象に、緊急時の連絡先等の情報を記入し保存する、えびな安心キットや携帯できる救急安心カードを配付し、高齢者の不安解消に努めます。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
安心 キット	予測	995個	1,290個	1,677個
	実績	422個	335個	1,677個
救急 安心 カード	予測	300枚	300枚	300枚
	実績	127枚	208枚	300枚

【評価・課題】

配布数が伸び悩んでいます。今後高齢化に伴うニーズの高まりが予測できますので、引き続きPR活動に取り組む必要があります。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
安心キット	350個	370個	390個
救急安心カード	210枚	230枚	枚

【施策の方向性】

最新の状態に更新して保管してもらうなど活用方法についても周知徹底を図ります。

エ 寝たきり老人等短期入所

介護者等が葬祭や事故、疾病等の理由で、一時的に居宅での介護ができなくなったとき、一定期間入所できる事業です。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
特養 延人数	予測	40人	45人	50人
	実績	13人	12人	50人
養護 延人数	予測	4人	5人	5人
	実績	0人	0人	5人
緊急 延日数	予測	100日	100日	100日
	実績	57日	65日	100日

【評価・課題】

計画策定時は、利用者の増加を見込んだ数字設定をしていましたが、平成26～28年度とほぼ同水準で推移しました。引き続き適正な運用に努めていきます。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特養延人数	14人	14人	14人
養護延人数	5人	5人	5人

【施策の方向性】

緊急ベッドについては、市内に短期入所施設が増加し利用頻度が落ちたため、令和3年度以降は廃止します。

虐待事案等サービスを必要とされる方が利用できるよう、適正に運用します。

オ 老人福祉施設入所措置

身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時介護を必要とする方で、居宅で適切な介護を受けることが困難な65歳以上の方が入所しています。介護保険制度では契約入所となりますが、高齢者本人が虐待や介護放棄など「やむを得ない事由」がある場合には、保護措置として入所措置を行います。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
特養措置者数	予測	3人	3人	3人
	実績	1人	1人	3人
養護措置者数	予測	13人	14人	15人
	実績	15人	14人	15人

【評価・課題】

概ね計画通りの結果となりました。今後高齢化に伴い、対象者の増加が見込まれるため、引き続き適正な運用に努めていく必要があります。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特養措置者数	1人	2人	3人
養護措置者数	10人	11人	12人

【施策の方向性】

措置入所については、支援者、地域包括支援センター等と連携しながら適切に判断します。

カ 高齢者の外出支援【新規施策】

近年、高齢者の免許の返納が進んでいる中で、返納後の移動手段として外出支援ニーズが高まっています。

本市においては、福祉有償運送サービスをはじめ、高齢者外出支援ぬくもり号・さくら号の運行、そして公共交通不便地域の解消を目的に設置されたコミュニティバスのように外出支援対策に取り組んでいます。

高齢化の更なる進展に伴い、今後外出支援ニーズもより複雑化することが予想されるため、ニーズに合った外出支援ツールについて検討します。

(3) 地域支援事業の充実 【重点施策】

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者・介護予防事業対象者に対し、既存の介護予防等の生活支援サービスに加え、ボランティア等地域における社会資源の活用を図り総合的サービスを提供します。また地域の高齢者が生活支援の担い手としての社会的役割を持つことで、生きがいや介護予防につなげる取り組みを支援します。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

a 従前の訪問介護相当サービス事業(旧 介護予防ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが家庭を訪問し、掃除や買い物などの生活援助を行うことで、家族の介護負担の軽減を図る事業です。

※平成29年4月より名称が「訪問介護相当サービス」となっています。

※令和2年4月より名称が「従前の訪問介護相当サービス」となっています。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
利用 人数	予測	3,130人	3,193人	3,256人
	実績	2,636人	2,450人	3,256人

【評価・課題】

計画を下回る利用量であり、今後必要となるサービス供給量を見極めていきます。

予測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	2,490人	2,530人	2,580人

【施策の方向性】

総合事業対象者及び要支援認定者の増加に伴う需要増加も予想されることから、供給量については年度ごとに適切に見極めます。

b 訪問型サービスA事業【新規施策】

人員等を緩和した基準で提供される訪問介護サービス(生活援助)を行います。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	5人	10人	15人

【施策の方向性】

総合事業対象者及び要支援認定者の増加に伴う需要増加も予想されることから、供給量については年度ごとに適切に見極めます。

c ふれあい訪問(訪問型サービスB事業)

総合事業対象者及び要支援認定者のうち、ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯が対象となります。ごみを集積所へ出すことが身体的に困難な方の負担を軽減するため、利用者宅の玄関先まで出向き、ごみ収集を行うとともに、安否確認を行っている事業です。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
利用 人数	予 測	100人	100人	100人
	実 績	94人	91人	100人

【評価・課題】

令和元年度に、家庭ごみの一部有料化に伴い、燃やせるゴミが戸別収集変更されたものの、ほぼ計画通りの結果となりました。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	90人	92人	95人

【施策の方向性】

本事業については、海老名市社会福祉協議会に委託しており、今後については、同協議会と協議して対応します。

d 訪問介護予防事業(訪問型サービスC事業)

必要に応じて保健師、管理栄養士、歯科衛生士などが自宅を訪問し、その方に必要な助言などを行います。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	90人	95人	100人

【施策の方向性】

総合事業対象者及び要支援認定者の増加に伴う需要増加も予想されることから、供給量については年度ごとに適切に見極めます。

e 従前の通所介護相当サービス事業(旧 介護予防デイサービス)

通所型サービスを提供する施設内にて、食事や入浴、排せつの介助、機能訓練等を行い、利用者の心身機能の維持とともに、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る事業です。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
利用 人数	予 測	5,938人	6,531人	7,184人
	実 績	5,131人	5,278人	7,184人

【評価・課題】

計画を下回る利用量である、今後必要となるサービス供給量を見極めていきます。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	5,370人	5,465人	5,560人

【施策の方向性】

総合事業対象者及び要支援認定者の増加に伴う需要増加も予想されることから、供給量については年度ごとに適切に見極めます。

f 通所型サービスB事業(住民主体サービス)

NPO、ボランティア等の住民が主体となっていく、要支援者及び事業対象者を含む住民を対象とした通いの場の運営に対し支援します。

g 通所介護予防事業(通所型サービスC事業)

通所型サービスCとは、生活機能を改善するため運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを3～6か月の短期間で行うサービスで、保健師等によって自治会館等で行われます。日常生活に支障のある生活行為を改善するために、個別に応じてプログラムを複合的に実施します。

第7期実績 (回数/延人数)		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
まるごと介護 予防教室	予測	45回/1,000人	45回/1,000人	45回/1,000人
	実績	45回/614人	42回/443人	45回/1,000人
水中ウォーキン グ教室	予測	36回/700人	36回/700人	36回/700人
	実績	36回/504人	22回/451人	36回/700人
栄養改善	予測	18回/100人	18回/100人	18回/100人
	実績	18回/48人	7回/8人	18回/100人
口腔機能の向 上	予測	12回/100人	12回/100人	12回/100人
	実績	12回/52人	6回/15人	12回/100人
トランスフィット ネス教室	予測	12回/200人	※一般介護予防事業に 移行	
	実績	12回/121人		

【評価・課題】

概ね計画通りの結果となりました。引き続き、事業対象者の把握と自立支援に向けたケアマネジメントを視野に入れ実施していきます。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
まるごと介護 予防教室	回数	42回	42回	42回
	延人数	443人	443人	443人
水中ウォーキング 教室	回数	22回	22回	22回
	延人数	451人	451人	451人
栄養改善	回数	7回	7回	7回
	延人数	8人	8人	8人
口腔機能の向上	回数	6回	6回	6回
	延人数	15人	15人	15人

【施策の方向性】

保健・医療の専門職による個別計画に基づいた運動指導を短期間で集中的に行うことで、生活機能の維持・改善を図るとともに、運動の習慣化や地域活動への参加など、事業終了後も一般介護予防事業への参加等介護予防の取り組みが継続されるよう支援します。効果的な介護予防マネジメントと自立支援に向けたサービス実施による重度化予防の推進等により、認定に至らない高齢者の増加に努めます。

h 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するものであり、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づくものです。

イ 一般介護予防事業

a 介護予防普及啓発事業

市独自で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を推進します。

第7期実績 (回数/延人数)		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
こころとカラダの健康教室	予測	200 回/4,000 人	200 回/4,000 人	200 回/4,000 人
	実績	372 回/4,420 人	356 回/4,795 人	200 回/4,000 人
認知症予防	予測	36 回/1,000 人	36 回/1,000 人	36 回/1,000 人
	実績	36 回/949 人	36 回/913 人	36 回/1,000 人
運動機能向上(ピナスポ活用術)	予測	60 回/1,400 人	60 回/1,400 人	60 回/1,400 人
	実績	58 回/1,127 人	57 回/921 人	60 回/1,400 人
トランスフィットネス教室	予測	12 回/200 人	24 回/480 人	18 回/360 人
	実績	12 回/170 人	24 回/289 人	18 回/360 人

【評価・課題】

概ね計画通りの結果となりました。高齢者が容易に通える範囲に通いの場を展開する必要があります。またどのレベルの方でも行えるよう検討が必要です。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
こころとカラダの健康教室	回数	356回	356回	356回
	延人数	4,795人	4,795人	4,795人
認知症予防	回数	36回	36回	36回
	延人数	913人	913人	913人
運動機能向上(ピナスポ活用術)	回数	57回	57回	57回
	延人数	921人	921人	921人
トランスフィットネス教室	回数	24回	24回	24回
	延人数	289人	289人	289人

【施策の方向性】

介護予防の人材育成研修や地域活動組織の育成・支援、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等の関与など、効果的か効率的な介護予防に資する事業を積極的に展開していきます。また地域における介護予防活動を把握するとともに、サービス事業の連携に努めます。

b 地域版ともの輪(地域介護予防活動支援事業)

こころとカラダの健康教室「ともの輪」の受講者が中心となり、地域住民や自治会、民生委員、2層コーディネーター等地域の関係団体と協働し、住民主体で行う教室です。

c 地域サロン

地域の方が「仲間づくり」、「生きがいつくり」を目的として集まる憩いの場で、おしゃべりをして人とのつながりを作ったり、健康のために体操を行うなど、介護予防にも効果があります。

d 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

ウ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について【新規施策】

健康づくり所管部署や国保・後期高齢者医療保険制度所管部署と連携し、医療・介護・健診などのデータを活用して、高齢者の健康寿命の延伸に向け、保健事業と介護予防を一体的に実施し、未病改善に取り組めます。

エ えびな元気お裾分けクラブ

65歳以上の高齢者の方が、支援を必要とする高齢者宅や介護保険施設などで社会貢献活動を行うことでポイントが付き、貯めたポイントはポイント数に応じて特典と交換できる制度です。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
登録者数	予測	165人	170人	175人
	実績	154人	147人	175人

【評価・課題】

登録者は伸び悩んでいます。今後は周知活動にも注力し登録者の増加に努めます。

予測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	155人	160人	165人

【施策の方向性】

より多くの方に登録してもらえるよう周知を図っていくとともに、研修等を通じて登録者のスキルアップを行います。また地域包括支援センターやケアマネージャーへも働きかけ、高齢者宅における活動の拡大に努めます。

② 包括的支援事業

高齢者及びその家族が地域で安心して笑顔で生活が送れるよう、医療・介護の支援を在宅で享受できる仕組みづくりをはじめ、認知症高齢者への支援等、包括的に取り組めます。

ア 在宅医療と介護の連携

a 在宅医療・介護の連携体制の推進

自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けるため生活支援体制と医療連携体制の充実を図ります。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
在宅医療介護	予測	3回	3回	3回
連絡協議会	実績	3回	3回	3回

【評価・課題】

計画通りの結果となりました。

予測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅医療介護連絡協議会	3回	3回	3回

【施策の方向性】

市内の他の地域の支援につなげ生活支援体制と医療連携体制の充実を図ります。

b 在宅医療を担う人材の育成

年齢を重ねたり身体が不自由になったとしても自宅で安心して過ごせるように、かかりつけ医が在宅医療に取り組む動機付けや医療職と介護職が相互の知識を身につけられるように、多職種向けに研修会を開催しています。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
多職種 研修会	予測	2回	2回	2回
	実績	2回	2回	2回

【評価・課題】

計画通りの結果となりました。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
多職種研修会	2回	2回	2回

イ 認知症高齢者支援の推進【重点施策】

a 認知症初期集中チームの運営・活用

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮し続けられるようにするため、認知症が疑われる人及び認知症の人並びにその家族に対して、多職種によるチームが早期に支援を行います。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
利用 人数	予測	12人	12人	12人
	実績	5人	6人	12人

【評価・課題】

概ね計画通りの結果となりました。

予測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	10人	15人	20人

b 認知症地域支援推進員の活動の推進

地域に認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の方の家族を支援する相談業務等を行います。

c 認知症ケアパスの普及・啓発

「認知症ケアパス」とは、認知症かもしれないと不安に思っている方や認知症と診断された方、介護家族の方など多くの方に読んでいただくため、認知症の当事者や介護家族の実際の声をもとに「いつ・どこで・どのようなサービスが受けられるのか」の情報をまとめたものです。

d サロン等を活用した医師・保健師等の派遣

認知症の早期発見のため、地域にあるサロンを活用し、認知症の方(疑いがある方)とその家族に対し医師や保健師の派遣を通じて、医療・介護などの関係機関と連携のもと、支援します。

e 認知症高齢者家族支援サービス

認知症高齢者の安全を守り、在宅介護している家族が安心して介護を続けられるよう、警察や関係機関が連携して早期発見するための「認知症等行方不明SOSネットワーク」や、GPSを利用した「はいかい高齢者位置探索システム」を導入しています。さらに認知症によるはいかひの恐れがある高齢者を対象とした高齢者(認知症)あんしん補償事業(賠償責任保険)を平成30年7月に開始しました。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
認知症等行方不明SOSネットワークシステム登録者数	予測	40人	42人	44人
	実績	73人	111人	44人
位置探索利用人数	予測	13人	14人	15人
	実績	10人	9人	15人
あんしん補償事業		73人	107人	107人

【評価・課題】

高齢者の増加に伴い、はいかい高齢者も増加し、それに対応するため、登録者が増加しているものと考えられます。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症等行方不明SOSネットワークシステム登録者数	112人	113人	114人
位置探索利用人数	10人	11人	12人
あんしん補償事業	107件	108件	109件

【施策の方向性】

今後、高齢者の増加に伴い、認知症高齢者のはいかいトラブルも増加してくることが予想されるため、引き続き効果的なシステムについて研究します。

f 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、認知症サポーターを養成します。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
回数	予測	20回	20回	20回
	実績	23回	28回	20回
延人数	予測	500人	500人	500人
	実績	609人	623人	500人

【評価・課題】

引き続き、継続した講座開催を実施していきます。

予測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	28回	28回	28回
延人数	630人	630人	630人

【施策の方向性】

地域包括支援センターなどとの連携により、認知症の方やその家族を地域全体で支援する輪を広げます。

ウ 生活支援体制の整備 【新規施策】

a 生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーターの設置

地域における多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービス提供体制構築のため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担う生活支援コーディネーターを配置します。

さらに就労的活動を提供したいと考える介護事業所やNPO法人等とこれら就労的活動ができる場所とをマッチングする就労的活動支援コーディネーターの配置も検討します。

b 地域における課題や資源の把握

地域におけるニーズや社会資源の状況を把握・整理を行います。また、多様な関係主体間の定期的な情報共有や連携を行う協議体等も開催し、地域課題の把握に努め、不足しているサービスの開発等、地域の支え合う体制づくりを推進します。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
協議体 開催	予測	2回	2回	2回
	実績	1回	0回	2回

【評価・課題】

概ね計画通りの結果となりました。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議体開催	2回	2回	2回

c 担い手の育成

高齢者等の地域住民の力を活用した多様な生活支援等サービスの創出に向けボランティア等の生活支援の担い手の養成に努めます。

③ ケア会議

個別ケース検討を含めた地域ケア会議の開催を通じて、地域における課題の抽出・解決を図ります。また地域ケア会議開催による多職種や関係機関とのネットワーク構築を図ります。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
海老名市	予測	2回	2回	2回
	実績	1回	0回	2回
基幹型包括	予測	10回	10回	10回
	実績	—	5回	5回
東包括	予測	10回	10回	10回
	実績	10回	7回	10回
北包括	予測	18回	18回	18回
	実績	20回	18回	18回
中央包括	予測	30回	30回	30回
	実績	15回	7回	30回
さつき町包括	予測	10回	10回	10回
	実績	4回	2回	10回
国分寺台包括	予測	4回	4回	4回
	実績	4回	2回	4回
南包括	予測	3回	3回	3回
	実績	2回	0回	3回

【評価・課題】

概ね計画通りの結果となりました。定期的な開催により、地域の課題抽出、解決につなげることができました。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹型包括	4回	4回	4回
東包括	10回	10回	10回
北包括	20回	20回	20回
中央包括	10回	10回	10回
さつき町包括	6回	6回	6回
国分寺台包括	4回	4回	4回
南包括	4回	4回	4回

【施策の方向性】

問題を絞って会議を開催し、市全体で問題解決(政策提言)を目指します。また基幹型包括支援センターが各包括の会議を支援します。

④ 任意事業

ア 家族支援事業

「家族介護支援事業」として、高齢者を介護している家族に対して、介護方法や介護予防・介護者の健康づくり等についての知識・技術の習得を目的とした教室を開催します。

第7期実績 (回数/延人数)		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
家族介護者教室	予測	6回/180人	6回/180人	6回/180人
	実績	6回/197人	6回/180人	6回/180人

【評価・課題】

計画通りの結果となりました。介護を要する方の増加に伴い介護者も増加していくことが予想されるため、介護に関する知識及び介護者の健康維持を目的として教室を充実させる必要があります。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
家族介護者教室	回数	6回	6回	6回
	延人数	180人	180人	180人

【施策の方向性】

教室の内容について、より介護者の役に立つよう充実を図ります。

イ 緊急通報システム貸与

ひとり暮らし高齢者等の不意の事故や病気等の緊急時に、ボタン一つで通報センターを通じて消防署や協力員に通報が行き、安否を確認して健康と安全を守るシステムです。24時間体制で通報センターが受け付け、緊急時以外にも健康の相談や受診センターからの定期連絡としての安否確認を行います。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
利用 人数	予測	264人	253人	310人
	実績	270人	290人	310人
延件数	予測	7,000件	7,200件	7,400件
	実績	1,767件	2,027件	7,400件

【評価・課題】

利用人数、利用件数ともに抑えられています。今後はサービス内容についても、検討していきます。

予 測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	310人	310人	310人
延件数	7,400件	7,400件	7,400件

【施策の方向性】

民生委員児童委員や地域住民へのサービス周知を図り、地域で協力体制が構築できるよう努めます。

(4) 権利擁護の推進

① 高齢者虐待防止の推進

家族をはじめとした介護者や、入所している施設の職員等による高齢者虐待が増加し社会問題化している中で、早期発見の体制強化に努めるとともに、高齢者虐待対策の検討や高齢者虐待防止の啓発を推進します。

② 成年後見制度・市民後見人の活用

当該制度について広く周知を図るとともに後見が必要にもかかわらず手続きが困難な方に対し、市民後見人等を活用しながら市長申立てを実施します。また専門の相談窓口である成年後見・総合相談センターと連携し効果的な支援を行います。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
市長申	予測	7件	7件	7件
立件数	実績	0件	3件	7件

【評価・課題】

認知症があり身寄りがない高齢者が増加しており、今後市長申立てが必要は案件が増えてくることが予想されるため、引き続き適正な運用に努めます。

予測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市長申立件数	7件	7件	7件

【施策の方向性】

平成28年度に開設した「えびな成年後見・総合相談センター」の相談事業を中心に関係機関と連携し支援体制の構築を図ります。

(5) 生活環境の整備

① 住みやすいまちづくり

高齢者や障がいのある人が社会参画するうえでの障壁を取り除き、様々な分野において積極的に参加できる「福祉のまちづくり」を進めるため、バリアフリー施設等の情報提供を行います。

② 安全・安心の対策（独居・高齢者のみ世帯）

ひとり暮らし高齢者の安全点検や孤立死対策のための定期的な見守り、災害時の避難行動要支援者の把握等を通じて高齢者の方が安心して生活できる地域の構築を図ります。

ア ひとり暮らし高齢者安全点検

70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、生活の安全を確保するため、消防本部・女性防火推進員・電気技術者の協力を得て、火気・電気の安全点検を行っています。また、地震対策事業として家具の転倒防止安定板の設置を行います。

第7期実績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
安全点検	予測	180人	190人	200人
	実績	31人	25人	200人
家具転倒防止	予測	90人	95人	100人
	実績	15人	9人	100人

【評価・課題】

計画を下回る結果となりました。引き続き周知徹底を図りつつ利用者の増加を目指します。

予測	令和3年度	令和4年度	令和5年度
安全点検	60人	60人	60人
家具転倒防止	60人	60人	60人

【施策の方向性】

高齢者の増加に伴い希望者も増加することが見込まれることから、点検の実施方法や周知について検討します。

イ 孤立世帯・孤立死防止対策(高齢者見守り名簿)

65歳以上で構成される世帯を対象とした「見守り世帯名簿」を作成し、孤立のリスクの高い世帯について、民生委員等と協力して定期的な見守りを行います。

ウ 避難行動要支援者名簿の作成

災害時の避難にあたって特に支援を要する高齢者等の避難支援や安否確認を早急に実施するため、本人の同意を得て名簿を作成し、民生委員をはじめ避難支援関係部署へ名簿を提供します。さらに同意を得た方については個別支援計画も作成します。

エ 高齢者消費被害対策

悪質商法等の対策として、パンフレットの配布や注意喚起等の情報発信を積極的に行います。また市役所に設置している「消費生活センター」では、高齢者の相談も行います。

基本目標 3 介護保険制度の適正な運営

介護保険制度は、急速な高齢化の進展に伴い、寝たきりや認知症の高齢者が急増したこと、介護期間が長期化する一方、核家族化や介護者の高齢化など介護する側の環境も大きく変化してきたことを背景に、平成 12 年に創設されました。介護保険事業は、国・県・市の「公費」と 40 歳以上の方が負担する「保険料」とで成り立っています。

要介護状態になっても、一人ひとりが有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスの総合的かつ効率的な提供に配慮していきます。

(1) 利用しやすい介護保険制度の実現

① 要介護認定の平準化

ア 介護認定訪問調査

介護保険サービスの円滑な提供を図るためには、要介護認定に必要な訪問調査を行わなければなりません。調査が認定結果に大きな影響を与えることを十分認識し、客観性、公平性の確保が重要です。調査員には、厳正かつ客観的な判断が要求されることから、調査基準に則った調査が行えるよう、調査員に対する研修・指導を実施していきます。

イ 審査会等の運営

a 介護認定審査会

介護認定審査会は、要介護認定の最終的な判定を行う審査機関であり、慎重な審査が求められてきます。本市の介護認定審査会は3合議体により構成されており、審査基準や判定結果の平準化を図る必要があることから、研修などを実施し、的確な審査会運営を行っていきます。

b 介護保険運営協議会

介護保険制度を適正で効果的に運営するため、市長の諮問事項の審議及び答申、介護保険事業計画の進行状況の管理及び評価、介護保険事業に係る調査及び研究を行っていきます。

② 介護サービスの適正化

ア 在宅介護及び介護予防サービスの提供

a 訪問介護(ホームヘルプサービス)

訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの身体介護や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活援助を行い、本人の自立を促すとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
訪問介護	延回数	201,576回	211,596回	217,644回
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
訪問介護	延回数	112,702回	117,445回	190,848回

【評価・課題】

各年度とも、計画の範囲内に収まる結果となりました。要介護者の増加に比例して利用実績、給付費ともに増加しています。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	延回数	204,756回	209,328回	220,224回

【施策の方向性】

要介護者の在宅での生活を支える重要なサービスであり、既存事業者の事業拡大や提供サービスの多様化により、供給量が確保できると見込まれます。サービスの質が低下しないよう事業者との連携を図っていきます。

b 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴車に簡易浴槽を積み、居宅内へ浴槽を持ち込んで入浴の介護や介助を行うサービスです。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴介護	延回数	3,576回	3,600回	3,672回
介護予防 訪問入浴介護	延回数	12回	12回	12回
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
訪問入浴介護	延回数	3,847回	4,428回	5,760回
介護予防 訪問入浴介護	延回数	14回	64回	120回

【評価・課題】

ニーズの高まりから、計画を上回る結果となりました。要介護者の増加に比例して利用実績、給付費ともに増加しています。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴介護	延回数	6,780回	7,044回	7,596回
介護予防 訪問入浴介護	延回数	84回	84回	84回

【施策の方向性】

床ずれなどの予防や、入浴が持つ機能回復の効果、要介護状態の軽減や悪化防止等の有用性も考慮し、適切なサービスの提供に努めます。

c 訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定期にある方の自宅を看護師などが訪問して、医師の指示のもと、床ずれの手当てなど療養上の世話又は必要な診療補助を行うサービスです。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
訪問看護	延回数	44,772回	52,116回	58,500回
介護予防 訪問看護	延回数	8,856回	11,520回	14,016回
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
訪問看護	延回数	26,105回	28,848回	55,896回
介護予防 訪問看護	延回数	3,803回	4,649回	10,056回

【評価・課題】

医療ニーズのある後期高齢者が増加すると想定していましたが、計画を下回る結果となりました。

訪問看護の利用は年々増加しており、今後も需要が伸びることが予測されるため、必要な供給量の確保が課題となります。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問看護	延回数	57,216回	58,560回	60,096回
介護予防 訪問看護	延回数	12,444回	13,908回	14,520回

【施策の方向性】

在宅医療の充実が求められる中で、サービスの質を維持し、安定して提供できるよう、事業所や医療機関との連携を深めていきます。

d 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

心身機能の維持、回復のために主治医が必要と認める場合に、理学療法士や作業療法士などの専門職が訪問し、機能訓練などのサービスを提供します。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
訪問 リハビリテーション	延人数	1, 548人	1, 896人	2, 124人
介護予防訪問 リハビリテーション	延人数	180人	192人	192人
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
訪問 リハビリテーション	延人数	1, 388人	1615人	1, 938人
介護予防訪問 リハビリテーション	延人数	374人	386人	405人

【評価・課題】

訪問リハビリテーションについては、概ね計画の範囲内でしたが、介護予防訪問リハビリテーションについては、計画を大幅に上回る結果となりました。これは、退院後、早期に利用することで日常生活動作の向上に取り組む要支援者が増加していることが要因と考えられます。

心身機能の維持、回復のために有効なサービスであり、効果的なサービスの提供と供給体制の確保が必要です。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問 リハビリテーション	延回数	20, 928回	21, 972回	22, 188回
介護予防訪問 リハビリテーション	延回数	3, 840回	3, 852回	3, 852回

【施策の方向性】

日常生活動作(ADL)の向上に効果があり、需要の増加が見込まれるため、安定したサービスの提供に努めます。

e 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師等が居宅を訪問し療養上の指導や助言を行うサービスです。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
居宅療養管理 指導	延人数	8,988人	10,260人	11,364人
介護予防居宅 療養管理指導	延人数	456人	384人	312人
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
居宅療養管理 指導	延人数	16,476人	18,039人	19,236人
介護予防居宅 療養管理指導	延人数	1,038人	1,262人	948人

【評価・課題】

計画を大幅に上回る結果となりました。要介護度が上がるごとに医療と介護の両方のサービスを必要とする方は増え、利用も増加しています。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅療養管理 指導	延人数	9,648人	10,008人	10,248人
介護予防居宅 療養管理指導	延人数	1,080人	1,188人	1,224人

【施策の方向性】

利用者のニーズに応じた指導や通院困難な要介護者に対する継続的に医学的管理ができるよう医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携に努めていきます。

f 通所介護(デイサービス)

要介護認定者が、日帰りで施設での入浴や食事等の日常生活上の支援、健康チェック、栄養指導、口腔ケアなどを受けられるサービスです。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
通所介護	延回数	48,780回	53,988回	55,452回
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
通所介護	延回数	84,760回	89,417回	83,712回

【評価・課題】

ニーズの高まりから、計画を上回る結果となりました。

一定の利用があり、今後も需要が伸びることが予測されるため、必要な供給量の確保が課題となります。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護	延回数	84,396回	84,864回	85,632回

【施策の方向性】

在宅での家族介護負担の軽減や自立支援にも効果があることから、サービスの質を維持し、安定して提供できるよう、事業者等に働きかけていきます。

g 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院等に通って、その施設で理学療法や作業療法などの機能訓練を受けるサービスです。心身機能の維持、回復のために主治医の指示のもとに行われます。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
通所 リハビリテーション	延回数	32,664回	38,820回	44,232回
介護予防通所 リハビリテーション	延人数	1,092人	1,344人	1,536人
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
通所 リハビリテーション	延回数	33,123回	34,572回	32,364回
介護予防通所 リハビリテーション	延人数	950人	1,120人	984人

【評価・課題】

概ね計画どおりの結果となりました。

心身機能の維持回復を図る大切なサービスで、一定の利用があります。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所 リハビリテーション	延回数	32,736回	34,260回	36,576回
介護予防通所 リハビリテーション	延人数	1,104人	1,164人	1,188人

【施策の方向性】

今後も需要が伸びることが予測されるため、サービスの質を維持し、安定して提供できるよう、事業者等に働きかけていきます。

h 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設に短期間入所し、食事や着替え、入浴などの日常生活の介護や機能訓練を受けるサービスです。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
短期入所生活 介護	日 数	35,352日	36,180日	37,416日
介護予防短期 入所生活介護	日 数	564日	576日	576日
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
短期入所生活 介護	日 数	31,093日	30,005日	28,896日
介護予防短期 入所生活介護	日 数	896日	1,030日	696日

【評価・課題】

ニーズの高まりから、計画を大きく上回る結果となりました。

介護者の負担軽減につながるサービスとして一定の利用実績がありますが、希望日が重複する特定時期に予約が取りにくい状況があります。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所生活 介護	日 数	26,760日	27,576日	28,584日
介護予防短期 入所生活介護	日 数	660日	660日	660日

【施策の方向性】

介護者の身体・精神的負担の軽減や在宅生活継続のための重要なサービスであるため、利用者のニーズに対応できるようサービスの提供に努めます。

i 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

(介護老人保健施設・医療機関でのショートステイ)

介護老人保健施設や医療機関に短期間入所し、医師や看護師、理学療法士等による医学的管理のもと、機能訓練などの医療サービスを受けるものです。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
短期入所療養 介護	日 数	5,904日	7,284日	7,620日
介護予防短期 入所療養介護	日 数	54日	54日	54日
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
短期入所療養 介護	日 数	1,813日	1,775日	1,488日
介護予防短期 入所療養介護	日 数	55日	82日	96日

【評価・課題】

短期入所療養介護については、他の介護保険施設を代替として利用していることで計画を下回っているものと考えられます。

介護予防については、ニーズの高まりから、計画を上回る結果となりました。

いずれも、家族等の介護者の負担軽減に効果があり、今後も一定の利用が見込まれます。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所療養 介護	日 数	1,680日	1,680日	1,692日
介護予防短期 入所療養介護	日 数	84日	84回	84日

【施策の方向性】

介護者の身体・精神的負担の軽減や在宅生活継続のための重要なサービスであるため、利用者のニーズに対応できるようサービスの提供に努めます。

j 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
 (介護付有料老人ホーム等)

介護付有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供するサービスです。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
特定施設入居者生活介護	延人数	3, 576人	3, 924人	4, 308人
介護予防特定施設入居者生活介護	延人数	360人	360人	360人
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
特定施設入居者生活介護	延人数	3, 289人	3, 269人	3, 420人
介護予防特定施設入居者生活介護	延人数	458人	485人	528人

【評価・課題】

概ね計画どおりの結果になりました。

介護付有料老人ホームは、市内に8施設(536床)が整備されています。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定施設入居者生活介護	延人数	3, 360人	3, 540人	3, 672人
介護予防特定施設入居者生活介護	延人数	528人	540人	552人

【施策の方向性】

既存施設の空室なども見受けられることから、現状では充足しているものと考えます。

k 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いすや特殊寝台など日常生活の自立を助けるため福祉用具の貸与を行うサービスです。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
福祉用具貸与	延人数	14,616人	16,464人	17,172人
介護予防福祉用具貸与	延人数	4,404人	4,812人	5,100人
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
福祉用具貸与	延人数	14,944人	15,603人	15,384人
介護予防福祉用具貸与	延人数	4,518人	4,754人	5,171人

【評価・課題】

概ね計画どおりの結果となりました。

寝たきりを予防するなど利用ニーズが非常に高く、利用実績は年々増加しており、今後もこの傾向は続くと考えます。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具貸与	延人数	15,828人	16,116人	17,040人
介護予防福祉用具貸与	延人数	5,424人	5,652人	5,844人

【施策の方向性】

在宅生活をハード面で支えるサービスであり、寝たきりを予防する観点からも非常に有効であるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

1 福祉用具購入費の支給・介護予防福祉用具購入費の支給

入浴または排せつなどの用具で貸与に適さない福祉用具等の購入費について、年間10万円を上限として、利用者負担の割合に応じ9割～7割を支給するサービスです。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
福祉用具 購入費	延人数	372人	444人	516人
介護予防福祉 用具購入費	延人数	216人	216人	216人
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
福祉用具 購入費	延人数	258人	242人	324人
介護予防福祉 用具購入費	延人数	97人	75人	108人

【評価・課題】

計画の範囲内での利用となりました。

今後も一定の需要が見込まれます。状態に応じた福祉用具の選定が重要であり、ケアマネジャーとの連携や情報収集が必要となります。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具 購入費	延人数	372人	396人	432人
介護予防福祉 用具購入費	延人数	120人	132人	132人

【施策の方向性】

在宅生活をハード面で支えるサービスであり、利用者の一時的な負担を軽減する受領委任払い制度の周知を図りながら、引き続き、適切なケアマネジメントにより利用を促します。

m 住宅改修費の支給・介護予防住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差の改修等、小規模な住宅改修について、一人につき20万円までの費用を上限として、利用者負担の割合に応じ9割～7割を支給するサービスです。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
住宅改修費	延人数	372人	408人	444人
介護予防 住宅改修費	延人数	156人	180人	204人
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
住宅改修費	延人数	224人	258人	276人
介護予防 住宅改修費	延人数	155人	185人	108人

【評価・課題】

概ね計画どおりの結果となりました。

住環境を整えることで、身体機能の低下をハード面で支え、転倒事故等による要介護度の重度化を予防する観点から非常に有効なサービスです。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修費	延人数	276人	288人	300人
介護予防 住宅改修費	延人数	108人	120人	120人

【施策の方向性】

利用者の一時的な負担を軽減する受領委任払い制度の周知を図りながら、要介護状態に応じた適切な住宅改修の支援を図ります。

n 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援・介護予防支援は、在宅サービスの利用に当たり、本人の身体状況や生活環境、意向などを考慮してサービス計画を作成し、介護保険サービス事業所や施設との連絡調整を行うものです。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護支援	延人数	22, 992人	25, 344人	27, 792人
介護予防居宅 介護支援	延人数	10, 572人	11, 568人	12, 804人
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
居宅介護支援	延人数	22, 377人	23, 376人	23, 268人
介護予防居宅 介護支援	延人数	5, 879人	6, 343人	6, 816人

【評価・課題】

概ね計画どおりの結果となりました。

要介護認定者等の増加に伴い、介護予防を含めた居宅介護支援全体のサービス利用が増えています。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援	延人数	22, 740人	22, 884人	23, 508人
介護予防居宅 介護支援	延人数	7, 092人	7, 308人	7, 524人

【施策の方向性】

過不足なく介護サービスを提供するケアプランが作成されているか、ケアプランの点検を行うとともに、利用者が適切な居宅サービスを受けられるように、居宅介護支援事業者や地域包括支援センターとの連携に努めます。

イ 地域密着型サービスの提供

a 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

サービス利用を主に生活圏域内にとどめることにより、地域の特性に応じ、多様で柔軟なサービスを提供します。通いを基本に、利用者の状態やニーズに応じて訪問や宿泊サービスなどを同一施設で提供するため、いずれのサービスを利用しても、馴染みの職員によるサービスが受けられることが特徴です。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
小規模多機能型居宅介護	延人数	396人	504人	564人
介護予防小規模多機能型居宅介護	延人数	36人	96人	156人
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
小規模多機能型居宅介護	延人数	264人	320人	408人
介護予防小規模多機能型居宅介護	延人数	22人	15人	12人

【評価・課題】

新規事業所の開設が令和2年3月に遅れてしまい、計画を下回っているものと考えられます。

利用者各々のニーズに対応する多様なサービスの提供が可能であることから、一定の利用があり、現在2つの事業所を指定しています。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小規模多機能型居宅介護	延人数	468人	492人	540人
介護予防小規模多機能型居宅介護	延人数	12人	12人	12人

【施策の方向性】

住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送れるよう通いを中心に日常生活の支援をするサービスで、地域包括ケアシステムの中心的な役割を有するものと考えられ、積極的に整備を促進します。

b 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方が地域のデイサービス事業所へ通うサービスです。個々の状態に応じたきめ細やかな介護サービスを提供します。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
認知症対応型 通所介護	延回数	2,964回	4,248回	5,292回
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
認知症対応型 通所介護	延回数	2,280回	2,379回	1,992回

【評価・課題】

計画を下回る結果となりました。

認知症対応型通所介護のサービス利用量は一定しており、介護予防認知症型通所介護の利用実績はありませんでした。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型 通所介護	延回数	2,472回	2,568回	2,628回

【施策の方向性】

認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症対応型通所介護の需要は、増加するものと考えます。介護予防認知症型通所介護については、第8期計画期間内の利用は見込んでいません。

c 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)

認知症の状態にある要介護(要支援)者が、共同生活を営みながら、入浴、排せつ、食事等の介護など日常生活援助及び機能訓練を受けるサービスです。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
認知症対応型 共同生活介護	延人数	996人	1,260人	1,380人
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	延人数	0人	60人	60人
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
認知症対応型 共同生活介護	延人数	1,061人	1,107人	1,296人
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	延人数	0人	0人	0人

【評価・課題】

概ね計画どおりの結果となりました。要支援の方を対象とした介護予防認知症対応型共同生活介護については、実績がない原因を分析し、計画値を再考します。

第7期で2ユニット(36床)を整備し、現在8施設(全126床)でサービス提供しています。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型 共同生活介護	延人数	1,452人	1,584人	1,668人
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	延人数	0人	0人	12人

【施策の方向性】

認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症対応型共同生活介護の需要は、増加するものと考えます。

d 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることにより、介護や看護のケアを一体的に受けられるサービスです。複合型サービスとして、平成 24 年度から新たなサービスとして位置付けられました。

本市にサービス提供事業者がなく、利用実績はありません。ニーズの把握に努めながら事業所指定をすることが必要です。第8期計画期間内の利用は見込んでいません。

e 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に提供し、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	延人数	一人	168人	228人
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	延人数	3人	10人	12人

【評価・課題】

第7期で整備する計画でしたが、公募に応じる事業者がなく、また、代替サービスである深夜早朝時間帯の利用実績がほとんどありませんでした。サービスを軌道に乗せるために、サービスの周知や利用者を増やすことが必要です。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	延人数	3人	10人	12人

※市外の事業所を含む海老名市民の利用人数

【施策の方向性】

サービスの利用促進を図るため、事業所の整備目標は設定しません。ただし、ケアマネジャーから一定のニーズが報告されていることを踏まえ、事業者からの相談には随時対応していきます。

f 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

定員が 29 名以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する方が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
地域密着型介護 老人福祉施設入 居者生活介護	延人数	12人	12人	12人
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
地域密着型介護 老人福祉施設入 居者生活介護	延人数	12人	12人	12人

【評価・課題】

計画どおりの結果となりました。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護 老人福祉施設入 居者生活介護	延人数	12人	348人	696人

※市外の施設を含む海老名市民の利用人数

【施策の方向性】

介護老人福祉施設の入所待機者の動向から、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の需要は伸びると見込まれたため、第8期中の整備を検討します。

g 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設のうち、定員が29名以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する方が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けることができますが、既存の特定施設入居者生活介護サービスの利用でカバーします。第8期計画期間内の利用見込はありません。

h 夜間対応型訪問介護

ホームヘルパーが定期的に巡回したり、通報に基づいて随時緊急事態に対応したりするなど、包括的なサービスを提供するものです。

本市にサービス提供事業者がなく、利用実績はありません。ニーズの把握に努めながら事業所指定することが必要です。第8期計画期間内の利用見込はありません。

i 地域密着型通所介護

利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所で、日常生活上の世話や機能訓練などを提供するものです。

在宅において家族の介護負担軽減や自立支援に効果があります。

計 画		平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域密着型 通所介護	延人数	8,196人	13,488人	16,128人
実 績		平成30年度	令和元年度	令和2年度(推計)
地域密着型 通所介護	延人数	3,765人	3,841人	3,937人

【評価・課題】

利用は年々増加しており、今後も需要が伸びることが予測されるため、必要な供給量の確保が課題となります。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型 通所介護	延回数	31,944回	32,736回	33,372回

【施策の方向性】

在宅での家族介護負担の軽減や自立支援にも効果があることから、サービスの質を維持し、安定して提供できるよう、事業者等に働きかけていきます。

ウ 施設サービスの提供

a 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護を必要とする入所者に、施設サービス計画に基づき、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理を行います。

市内の介護老人福祉施設は9施設613床が整備されており、多くの利用があります。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
介護老人福祉施設	人 数	455人	481人	533人
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
介護老人福祉施設	人 数	410人	443人	455人

【評価・課題】

概ね結果どおりの結果となりました。第7期事業計画において1施設(100床)が整備され、現在9施設(全613床)でサービス提供しています。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	人 数	514人	534人	554人

※市外の施設を含む海老名市民の利用人数

【施策の方向性】

入所希望者は依然として多いが、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の整備により、待機者の軽減が図られることから、本計画中の整備は短期入所生活介護からの転換分のみとし、待機者数の動向によって、次期計画を見据えた準備を進めます

b 介護老人保健施設(老人保健施設)

慢性期医療とリハビリによって在宅復帰を目指す施設で、入所者に施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の介護を行うサービスを提供します。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
介護老人 保健施設	人 数	190人	190人	190人
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
介護老人 保健施設	人 数	162人	159人	155人

【評価・課題】

市内に2施設185床が整備されておりますが、待機者はなく、充足した施設と考えます。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人 保健施設	人 数	155人	155人	155人

※市外の施設を含む海老名市民の利用人数

【施策の方向性】

利用者のニーズに応じた適切なサービスの提供に努めます。

c 介護療養型医療施設

脳疾患や心疾患など急性期の治療後の長期療養施設で、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の介護を行うサービスですが、市内に介護療養型医療施設はなく、利用者は市外の施設を利用しています。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
介護療養型 医療施設	人 数	17人	18人	13人
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
介護療養型 医療施設	人 数	17人	11人	8人

【評価・課題】

概ね計画どおりの結果となりました。介護療養型医療施設はいずれ廃止されることになっています。新施設への転換準備期間は令和6年3月まで延期されています。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護療養型 医療施設	人 数	8人	8人	8人

※市外の施設を含む海老名市民の利用人数

【施策の方向性】

介護療養型医療施設の新たな受け皿となるのが「介護医療院」です。介護医療院の整備は、第8期においては計画しておりませんが、若干名が他市町村の施設を利用するものと見込みつつ、介護療養型医療施設は代替サービスの転換まで現状と同程度の利用を見込みます。

d 介護医療院

介護療養型医療施設の廃止に伴い、新たな介護保険施設として創設された施設です。要介護者に対して「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供します。

計 画		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
介護医療院	人 数	0人	0人	6人
実 績		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(推計)
介護医療院	人 数	0人	2人	2人

【評価・課題】

概ね計画どおりの結果となりました。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護医療院	人 数	2人	2人	2人

※市外の施設を含む海老名市民の利用人数

【施策の方向性】

介護医療院の整備は、第8期においては計画しておりません。若干名が他市町村の施設を利用する見込みです。

② 低所得者対策

ア 高額介護（介護予防）サービス費

要介護者、要支援者が1ヶ月(同じ月)に支払った利用者負担の合計額(同じ世帯に複数の利用者がある場合には、世帯合計額)が一定の上限額を超えたときは、要介護者には高額介護サービス費として、要支援者には高額介護予防サービス費として支給されます。

高額介護(介護予防)サービス費での1ヶ月(同じ月)の利用者負担上限額は、所得区分に応じて、世帯単位及び個人単位で設定されています。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
高額介護サービス費	件数	●●●件	●●●件	●●●件
高額介護予防サービス費	件数	●●●件	●●●件	●●●件

【施策の方向性】

介護・介護予防サービスの利用者負担を軽減するために、一定額を超えた分について支給するサービスです。サービス利用者の増加に伴い、件数・給付額ともに年々増加しています。特に、自己負担割合が3割の被保険者が生じたことにより、この傾向は今後も続くと見込まれます。

≪第8期計画≫ 介護保険制度改正にて変更の可能性あり

利用者負担段階区分	利用者負担上限額
現役並み所得世帯※1	世帯 44,400円
一般世帯	世帯 44,400円
住民税世帯非課税	世帯 24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ・合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者 	個人 15,000円
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合 	個人 15,000円

※1 世帯内に課税所得145万円以上の被保険者がいる場合で、世帯年収520万円以上(単身世帯の場合、383万円以上)

イ 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護と医療の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するため、1年間（8月1日～翌年の7月31日）の負担額が介護と医療を合算（世帯内の同じ医療保険に限ります。）して、所得区分に応じた基準額を超えた場合、この超えた分が支給されます。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
高額医療合算介護 サービス費	件数	●●●件	●●●件	●●●件
高額医療合算介護 予防サービス費	件数	●●●件	●●●件	●●●件

【施策の方向性】

サービス利用者の増加に伴い、件数・給付額ともに年々増加しており、この傾向は今後も続くと見込まれます。

《第8期計画》

所得区分	70歳～74歳の方 がいる世帯	後期高齢者医療制度 で医療を受ける人がい る世帯
現役並み 所得者	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ	19万円	19万円

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の方 がいる世帯
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

ウ 特定入所者介護（介護予防）サービス費

介護保険制度改正にて変更の可能性あり

施設サービスの利用者負担を軽減するために、居住費と食費について、一定の額を超えた分について、支給するサービスです。

予 測		令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定入所者介護 （予防）サービス費	件数	●●●件	●●●件	●●●件

【施策の方向性】

平成28年8月から非課税年金を含めて判定することとなり、対象者が減少しましたが、対象サービスの利用増加に伴い、件数は増加することが想定されます。

《第8期計画》

□居住費の基準費用額

- ・ユニット型個室 1,970円 ・ユニット型準個室 1,640円
- ・従来型個室 1,640円
(介護老人保健施設と短期入所生活介護は 1,150円)
- ・多床室 370円
(介護老人保健施設と短期入所生活介護は 840円)

□食費の基準費用額 1,380円

□利用者負担段階

- ・第1段階 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
- ・第2段階 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の方
- ・第3段階 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、利用者負担段階が第2段階以外の方

利用者負担 段階	居住費等の負担限度額				食費の 負担限度額
	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室	多床室	
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

(2) 介護サービス基盤の整備

① 介護保険サービス従事者の確保【重点施策】

介護保険サービスは、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービス提供が求められることから、直接サービスに携わる人材の役割は大きく、予測される今後のサービス利用の増加に伴い、人材の確保・資質の向上は極めて重要なこととなっています。

このため、介護保険サービスに従事する人材の確保については、関係機関等との連携による取組を進めるとともに、特に、介護従事経験者などの潜在的人材への啓発や、従事者の資質の向上に向けた研修の普及などについての展開を図っていく必要があります。

また、貴重な人材である市内の介護従事者について、市民のための介護に従事していくことが可能となる環境整備を研究していくことも必要です。

【施策の方向性】

高齢社会の進展に伴い介護を要する人は今後も増え続け、その専門的な担い手である介護従事者も比例して必要とされます。量、質ともに向上できるよう事業者へ働きかけます。

② 在宅介護サービス事業者の質の向上と介護給付の適正化

在宅介護サービスは、利用者の身体状況や意向などから、適切なサービス内容・量を見極めたケアプランを作成し、これに基づく利用がなされます。

このケアプランの作成については、今後も平準化や質の向上を図るため、ケアプラン指導事業やケアプラン作成技術向上のための支援を行っていきます。

また、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者及び介護保険施設との連携を図り、質の高い適切なケアマネジメントを行うことができるよう、関係機関相互の情報交換や連絡調整ができる体制の構築に努めます。

要支援者に対しては、地域包括支援センターが中心となり、サービス利用者の生活機能の回復につながるようなケアマネジメントを実施し、介護予防サービスの展開を図ります。

【施策の方向性】

介護給付の適正化を図ることを目的に「真に必要なサービスが適切に提供されているか」、「利用者の選択を阻害していないか」といった視点でケアプランの点検を実施します。

③ 入所施設の整備・充実

介護保険サービスでは、要支援や要介護状態とならないよう予防したり、住み慣れた地域で暮らすことができるように在宅サービスの充実を図ることが重要ですが、虚弱な単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯で、高齢者が高齢者を介護する世帯が増加していることから、施設入所のニーズは高く、入所待機者もいます。

また、認知症や重度の要介護者が増加し、介護を行う介護者の負担軽減の観点からも、今後、介護者や高齢者が適切なサービスの選択が行えるよう、施設の量や質の確保、充実が必要となります。

第8期においては、短期入所生活介護から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への転換分 20 床を確保します。

整備目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	633床	633床	633床
介護老人保健施設	185床	185床	185床

【施策の方向性】

市内介護施設の動向や施設の待機者数等を勘案しながら、検討していきます。

④ 地域密着型サービスの整備・充実

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるように、市民が受けられる介護サービスです。第8期では、認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）を 1 施設、地域密着型介護老人福祉施設を2施設整備します。また、通いを中心に利用者の選択に応じて訪問やショートステイのサービスを組み合わせ多様なサービスを受けられる小規模多機能型居宅介護を1施設整備します。なお、地域密着型特定施設については第8期における整備計画はありません。

整備目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	126床	144床	144床
地域密着型介護老人福祉施設	0床	29床	58床
小規模多機能型居宅介護	58人	87人	87人

【施策の方向性】

市民の待機者の解消に向け、アンケートの結果や待機者数などを考慮しつつ、地域密着型サービスの充実を検討していきます。

在宅介護実態調査の結果を考慮し、日中夜間の排泄、入浴洗身などの不安を取り除くため「小規模多機能型居宅介護」のサービスの充実を図ります。

⑤ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の基盤整備【重点施策】

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の基盤整備については、県と情報連携を図りながら、適切に進めていきます。

設置状況	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅型有料老人ホーム	276室	276室	276室
サービス付き高齢者向け住宅	264室	264室	264室

(3) 財政基盤の整備

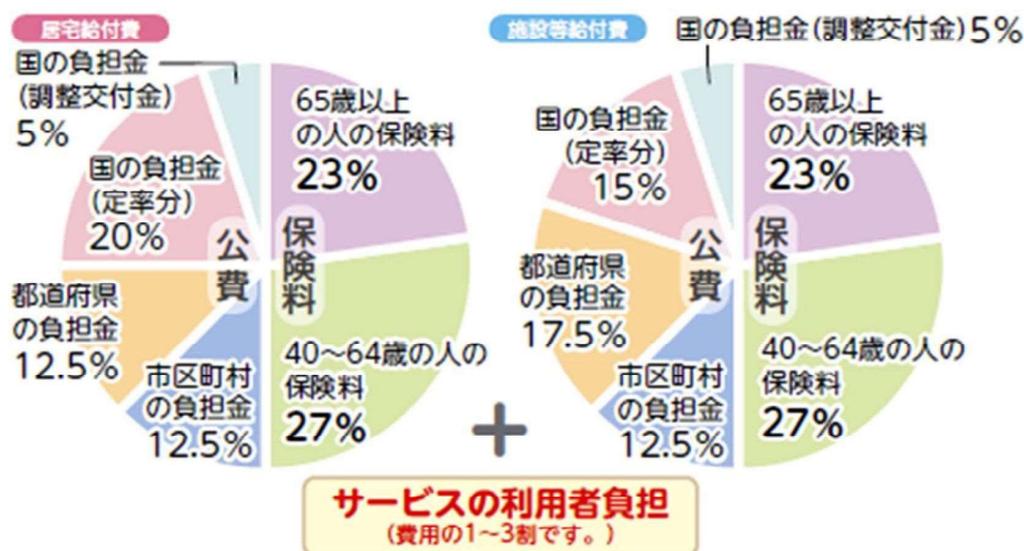
① 介護保険料

介護保険料基準額は、介護保険事業計画から算出した給付費の総額から、国、県、市の負担金を控除し、予定保険料収納率で除したものを、さらに第1号被保険者数で除した額となります。

公費負担 50%の内訳は、国が 25% (施設等給付費 20%)、都道府県 12.5% (施設等給付費 17.5%)、市町村が 12.5%となっています。

国が負担する 25% (施設給付費等 20%)のうち、20% (施設給付費等 15%)の部分は各市町村の標準給付費額に対して定率で交付されます。残りの5%の部分は、市町村の努力では対応できない第1号保険料の格差を是正するための調整交付金として交付されます。

保険料負担 50%の内訳は、第1号被保険者分が23%、第2号被保険者分が27%です。なお、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、事業計画期間ごとに全国ベースの人口比率で定められます。



第1号被保険者の保険料は、保険者である市が条例で定めます。保険料の設定にあたっては、保険給付の対象となる介護サービス見込み量に基づき給付費を推計し、これに見合う保険料額を設定することになります。

介護保険制度が創設された平成12年度以降、本市の介護給付費は、高齢者人口の増加と要介護・要支援認定者の増加に伴い、増加の一途をたどっており、今後も介護給付費は増加し続けていくと見込んでいます。

第8期計画期間における保険料については、サービス利用の増加や介護給付費の増加のため、これまでよりも上昇せざるを得ません。

しかし、これまで積み立ててきた介護保険給付費等準備基金を取り崩すこと、上げ幅を抑制するとともに、非課税者の一部に国で定める料率より低い料率を設定することで、引き続き、低所得者層に対して過重な負担とならないよう配慮します。

□保険料基準額（年額） ●●●●円

（月額） ●●●●円

保険料基準額の算定	
区分	案
段階	12段階【第7期】
最高負担率	2.10【第7期】
標準給付費見込額(A)	23,064,242,860円
地域支援事業費(B)	1,582,543,111円
地域支援事業費のうち 介護予防・日常生活支援総合事業費(B')	策定中
補正後被保険者数(C)	策定中
第1号被保険者負担分相当額(D) $D = (A + B) \times 23\%$	策定中
調整交付金相当額(E) $E = (A + B') \times 5\%$	策定中
準備基金取崩額(H)	策定中
保険料収納必要額(I) $I = D + E - G - H$	策定中
予定保険料収納率(J)	98.26%
第1号被保険者基準保険料(年額)(K) $K = I \div J \div C$	策定中
第1号被保険者基準保険料(月額)(H) $H = K \div 12$	策定中

※ (A) 及び (B) は、今後、変動があります。

② 費用推計 (※ 推計費用総額は、今後、変動があります。)

介護保険給付費は、居宅サービス費、地域密着型サービス費、居宅介護支援費、介護保険施設サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予防支援費、特定入所者介護等サービス費、高額介護等サービス費、高額医療合算介護等サービス費及び審査支払手数料の合計額となります。

(単位:千円)

実績	平成29年度	平成30年度	令和元年度
居宅サービス費	2,756,342	2,941,295	3,104,258
地域密着型サービス費	515,930	555,718	595,793
居宅介護支援費	283,468	303,922	318,043
施設サービス費	1,943,994	1,976,776	1,989,265
介護予防サービス費	248,173	159,682	180,108
地域密着型介護予防サービス費	2,365	1,420	869
介護予防支援費	34,626	27,395	29,862
特定入所者介護等サービス費	171,459	175,518	171,608
高額介護等サービス費	140,574	143,242	171,185
高額医療合算介護等サービス費	17,075	19,302	21,667
審査支払手数料	4,718	4,751	5,866
合計	6,118,724	6,309,021	6,588,524
費用推計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス費	3,252,648	3,350,070	3,472,819
地域密着型サービス費	745,012	829,574	909,526
居宅介護支援費	332,389	334,906	343,747
施設サービス費	2,357,493	2,426,011	2,493,474
介護予防サービス費	207,885	220,557	226,542
地域密着型介護予防サービス費	890	891	5,651
介護予防支援費	34,489	35,554	36,606
特定入所者介護等サービス費	202,593	211,463	219,331
高額介護等サービス費	212,259	235,650	261,619
高額医療合算介護等サービス費	25,537	27,945	30,580
審査支払手数料	6,393	6,836	7,310
合計	7,377,588	7,679,457	8,007,205
費用総額			※ 23,064,250

【評価・課題】

高齢者人口増加に伴い、介護保険サービス利用者も増加し、介護保険給付費も年を追うごとに増えています。介護サービスを必要とする人を適正に認定した上で、真に必要なサービスを過不足なく提供していくことが必要です。

③ 介護保険料賦課徴収方式

【評価・課題】

第7期の3年間における第1号被保険者の介護保険料は、第6期と同じ割合とし、市民税非課税世帯に対する保険料軽減措置を実施しました。

令和元年度の現年分の収納率は、99.4%で前年度と変化ありませんでした。

【施策の方向性】

介護保険料は、制度の基盤となるものなので、被保険者間での公平性を確保する上からも適切な賦課徴収に努めます。令和3年度からの第1号被保険者の所得段階別介護保険料は●●ページのとおりとなります。

【介護保険料賦課徴収状況】				
(単位：千円)				
保険料段階	項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
第 1 段階 (年額 9,216 円)	保険料額	63,623	74,486	56,294
	納付額	62,348	73,213	55,197
	収納率 (%)	98.0	98.2	98.1
第 2 段階 (年額 21,504 円)	保険料額	48,164	62,011	53,005
	納付額	48,070	61,891	53,003
	収納率 (%)	99.8	99.8	99.9
第 3 段階 (年額 36,864 円)	保険料額	51,687	65,149	64,002
	納付額	51,508	65,060	63,936
	収納率 (%)	99.7	99.8	99.9
第 4 段階 (年額 54,060 円)	保険料額	248,384	282,747	277,878
	納付額	244,128	279,158	274,564
	収納率 (%)	98.3	98.7	98.8
第 5 段階 (年額 61,440 円)	保険料額	225,418	270,803	279,431
	納付額	225,006	270,246	279,310
	収納率 (%)	99.8	99.7	99.9
第 6 段階 (年額 70,656 円)	保険料額	247,071	299,804	307,817
	納付額	243,859	296,696	305,216
	収納率 (%)	98.7	98.9	99.2
第 7 段階 (年額 79,872 円)	保険料額	342,695	397,918	411,659
	納付額	340,807	395,425	409,125
	収納率 (%)	99.4	99.3	99.4
第 8 段階 (年額 100,752 円)	保険料額	314,720	375,452	378,785
	納付額	312,002	373,148	376,005
	収納率 (%)	99.1	99.3	99.3
第 9 段階 (年額 105,672 円)	保険料額	97,961	117,762	119,938
	納付額	97,553	117,266	119,159
	収納率 (%)	99.6	99.5	99.3
第 10 段階 (年額 122,880 円)	保険料額	51,407	64,020	60,040
	納付額	51,344	64,007	59,923
	収納率 (%)	99.9	99.9	99.8

第 11 段階 (年額 126,564 円)	保険料額	27,916	33,533	34,246
	納付額	27,826	33,178	34,182
	収納率 (%)	99.7	98.9	99.8
第 12 段階 (年額 129,024 円)	保険料額	45,939	55,377	56,179
	納付額	45,862	55,243	56,145
	収納率 (%)	99.8	99.7	99.9
合 計	保険料額	1,764,985	2,099,062	2,099,274
	納付額	1,750,313	2,084,531	2,085,765
	収納率 (%)	99.2	99.3	99.4

※保険料段階毎の年額については、令和元年度のものとなります。

第1号被保険者所得段階別保険料【第7期(平成30年度～令和2年度)】		
所得段階	対 象 者	月額保険料 (負担割合)
第1段階	生活保護者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者、本人及び世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入金額と所得指標★2の合計額が80万円以下の人	
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入金額と所得指標★2の合計額が80万円を超え120万円以下の人	
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入金額と所得指標★2の合計額が120万円を超える人	
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、前年の課税年金収入金額と所得指標★2の合計額が80万円以下の人	
第5段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、前年の課税年金収入金額と所得指標★2の合計額が80万円を超える人	
第6段階	本人が住民税課税で、前年の所得指標★1が125万円以下の人	
第7段階	本人が住民税課税で、前年の所得指標★1が125万円を超え200万円未満の人	
第8段階	本人が住民税課税で、前年の所得指標★1が200万円以上350万円未満の人	
第9段階	本人が住民税課税で、前年の所得指標★1が350万円以上500万円未満の人	
第10段階	本人が住民税課税で、前年の所得指標★1が500万円以上700万円未満の人	
第11段階	本人が住民税課税で、前年の所得指標★1が700万円以上1,000万円未満の人	
第12段階	本人が住民税課税で、前年の所得指標★1が1,000万円以上の人	

※1 第1・2・3段階の月額保険料は、軽減強化後の額です。

★1 6段階以降の所得指標 = 合計所得金額 - 譲渡所得特別控除額

★2 1段階から5段階までの所得指標 = 合計所得金額 - 譲渡所得特別控除額 - 公的年金に係る雑所得

(4) 災害・感染症への対応 【新規・重点施策】

避難訓練の実施や防災啓発活動及び各介護事業所で策定している防災計画等の確認作業を通じて、介護事業所等におけるリスクや必要物資の備蓄状況等の把握に努めていきます。

また介護事業所と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築を図っていきます。

介護給付費適正化計画

<基本的な考え方>

介護給付費適正化については、これまで三期にわたり各都道府県が「介護給付費適正化計画」を策定し、都道府県と保険者が一体となって、その推進に取り組んでまいりました。

今般、平成29年の介護保険法改正に伴い、市町村が介護給付等に要する費用の適正化に関し、取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされたことから、本計画を策定します。

<取組方針と目標>

いわゆる団塊世代すべてが75歳以上となる2025年(令和7年)、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)に向けて、地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、受給者が真に必要とするサービスを過不足なく提供するための適正化事業を推進していくことが必要です。あ

そのため、国が指針に掲げる主要5事業である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」に取り組めます。

(1) 要介護認定の適正化

ア 認定調査票の点検

認定調査票全件の点検を実施します。不備が認められた場合、その都度認定調査員に確認し、必要に応じて認定調査票を修正するとともに、指導を実施し認定調査の平準化を図ります。

目 標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査・点検実施率	100%	100%	100%

イ 介護認定審査会委員・認定調査員研修会の実施

介護認定審査会委員や認定調査員を対象とした研修会を実施し、認定審査会や認定調査における判断基準の適正化及び平準化を図ります。

目 標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護認定審査会委員研修回数	2回	2回	2回
認定調査員研修回数	1回	1回	1回

(2) ケアプランの点検

地域包括支援センターを含む市内居宅介護支援事業所を対象に「真に必要なサービスが適切に提供されているか」、「利用者の選択を阻害していないか」といった視点でケアプランの点検を実施し、介護給付の適正化を図ります。

目 標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点検個所件数	35件	35件	35件

(3) 住宅改修等の点検

ア 住宅改修の点検

住宅改修の点検は、基本的には理由書や見積書、写真等でその必要性を判断し実施しますが、事前審査と完了審査の書類等に疑義が生じた場合には、ケアマネへの確認や必要があれば現地調査を行い、適切な工事への改善指導を実施します。

目 標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
疑義が生じた改修の 現地調査	100%	100%	100%

イ 福祉用具購入・貸与

福祉用具購入や貸与については、その必要性や利用状況等に疑義が生じた場合には、ケアマネへの確認や利用者宅へ訪問し実態調査を実施します。

また、貸与調査は国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用し、不適切又は不要な利用の防止に努めます。

目 標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
疑義が生じた用具の 実態調査	100%	100%	100%

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムによる縦覧点検や医療情報との突合情報を活用して、介護報酬の不正請求を発見し給付の適正化を図ります。

目 標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
突合率	100%	100%	100%

(5) 介護給付費通知

利用したサービスの内容とその自己負担額を利用者本人(家族を含む。)に通知することで、自らが受けているサービスを改めて確認してもらい、給付の適正化を図ります。

実施に当たっては、対象者や対象サービスの絞り込みやサービスを見直す節目となる認定の更新時など受給者の理解を得やすい発送時期の工夫などを検討します。